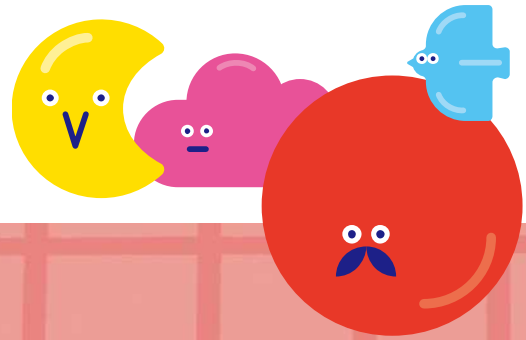




**(仮称) 門真市立第四中学校区
小中一貫校整備基本計画**



令和4年5月

門真市教育委員会

目次

第1章. 基本計画策定の背景・目的.....	1
第2章. 基本的な条件の整理	2
1. 地域の現状	2
1-1 人口動向	2
1-2 子どもを取り巻く環境	2
1-3 第四中学校区の児童・生徒数.....	3
2. 学校教育にかかる社会潮流.....	4
3. 上位関連計画における門真市の新しい学校づくりの方向性.....	8
4. 現況と社会潮流の整理	10
第3章. 新たな学校づくりに向けた意見聴取	12
1. ワークショップ等の体制・手法.....	12
2. ワークショップの実施概要	13
2-1 スクールツクール	13
2-2 教職員ワークショップ	14
2-3 子どもワークショップ.....	15
3. ワークショップのまとめ	16
第4章. 新たな学校づくりの基本方針.....	18
1. 新たな学校づくりに向けた課題.....	18
2. 新たな学校の将来像.....	20
3. 新たな学校づくりの基本方針	22
第5章. 導入施設・諸室の整理.....	23
1. 導入施設・諸室	23
1-1 導入施設	23
1-2 諸室の考え方	24
1-3 導入施設と諸室の関係.....	25
2. 諸室の整備方針及び諸室規模の設定.....	26
3. 適正な施設規模の算定	29
第6章. 配置計画・施設計画	30
1. 整備計画地の敷地条件.....	30
1-1 整備計画地の法規制の状況.....	30
1-2 整備計画地のインフラ状況	31
2. 学校施設以外の整備予定施設	33
3. 整備手順	34

4. 全体配置と動線	35
4-1 全体配置計画	35
4-2 全体動線計画	35
5. 施設計画	37
5-1 施設計画の基本方針	37
5-2 配置プラン案	38
6. 外構計画	39
6-1 エントランス空間	39
6-2 敷地・道路境界部	39
6-3 オープンスペース等	39
7. 形態・色彩等景観計画	40
8. 防災・防犯計画	41
8-1 防災拠点	41
8-2 防犯・セキュリティに関する視点	41
9. その他施設の計画	42
9-1 情報環境の充実に関する視点	42
9-2 環境負荷の低減に関する視点	42
9-3 ユニバーサルデザインに関する視点	43
9-4 地域住民との連携・交流に関する視点	43
9-5 地域活動の支援に関する視点	43
第7章. 工事期間中の課題	44
1. 学校統合の時期	44
2. 工事期間中の教育環境の在り方・通学路等	45
2-1 年度途中での脇田小学校の砂子小学校への移動	45
2-2 脇田小学校児童の通学路の変化	45
2-3 工事中の振動・騒音等への対応	45
第8章. 事業手法・整備スケジュールの整理	46
1. 学校の施設整備及び管理運営にかかる事業手法	46
1-1 事業手法	46
1-2 業務のバンドリング	46
2. 事業スケジュール	47
第9章. 今後の施設整備と運営に向けて	48
1. 学校における子どもと地域の人たちの交流促進にむけて	48
2. 今後の検討課題	49
3. 今後の検討体制	50
4. 情報発信	50

第 1 章. 基本計画策定の背景・目的



子どもたちを取り巻く環境や教育内容は大きく変化しています。子どもたちがこの変化にしっかりと対応していくために、従来の学校のあり方から大きく変わらなければならない時が来ています。

門真市教育委員会では、令和 3（2021）年 3 月に策定した「門真のめざす教育とこれからの学校づくり実施方針」に基づき、令和 8（2026）年 4 月の開校に向けて、第四中学校区での新しい学校づくりを進めています。

なお、学校づくりに向けては、児童・生徒はもちろん、保護者のみなさまと「門真市第四中学校区新しい学校設立準備会」「新しい学校づくりにむけたワークショップ ～スクールツクール～」で、子どもたちが学びやすく使いやすい学校をつくるために、たくさんの人たちと話し合いながら、子どもたちのための学校施設のあり方や整備を考えてきました。

また、以上のプロセスから得られた条件や課題を整理し、学校施設整備の基本方針等を取りまとめました。今後の児童・生徒数、学級数の推計に対応した良好な教育環境を実現するための学校施設の規模、校舎等の配置とともに、第四中学校区における学校整備に最適な事業手法の方向性及び実現に向けた整備スケジュールを整理し、「（仮称）門真市立第四中学校区小中一貫校整備基本計画」（以下、基本計画）として」取りまとめました。

第2章. 基本的な条件の整理



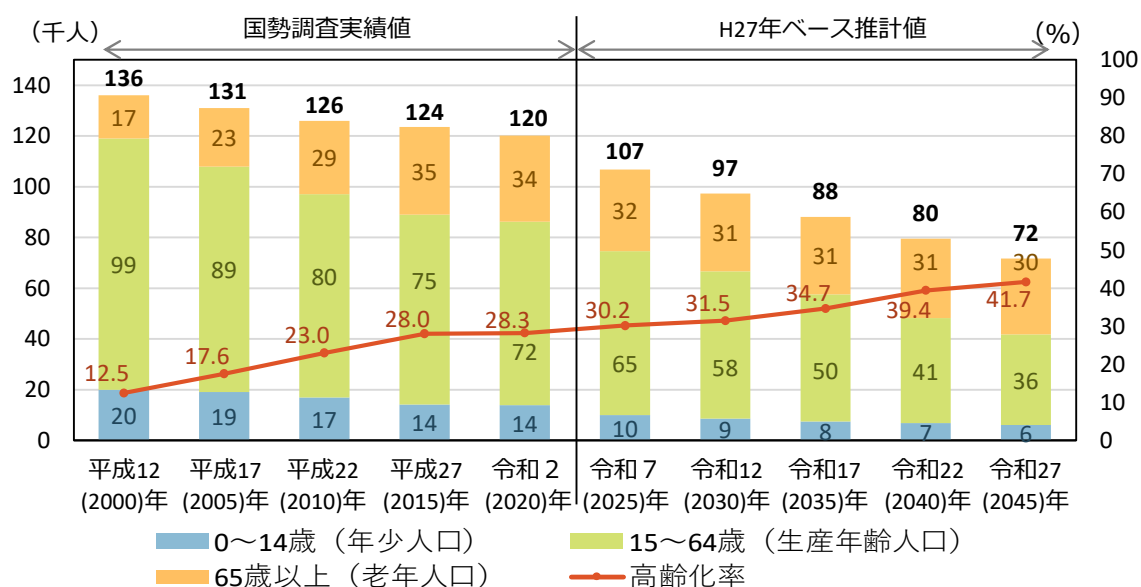
1. 地域の現状

1-1 人口動向

1) 総人口・年齢3区分別人口

門真市の総人口は減少傾向であり、令和 27（2045）年の総人口は 71,760 人と推計されています。少子高齢化も進み、令和 27（2045）年には高齢化率が 41.7%となると想定されています。

第四中学校区の令和 3（2021）年人口は 16,426 人であり、うち外国籍の市民は 1,007 人（6.5%）となっており、市全体の 2.9%と比較して割合が高くなっています。



資料：令和 2（2020）年国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所
図 年齢3区分別人口の推移

2) 人口転出・転入の状況

第四中学校区では千石西町、島頭 4 丁目で子育て世代の転出傾向が大きくなっています。

1-2 子どもを取り巻く環境

平成 28（2016）年度に実施した「門真市子どもの生活に関する実態調査」では、国の定める基準での大阪府内全自治体の相対的貧困率 14.9%に対し、門真市は 16.4%と経済的に困窮した状況に置かれている子どもの割合が高いことが明らかになっています。また、睡眠時間や朝食の摂取等の生活習慣に関する項目にも差が見られます。

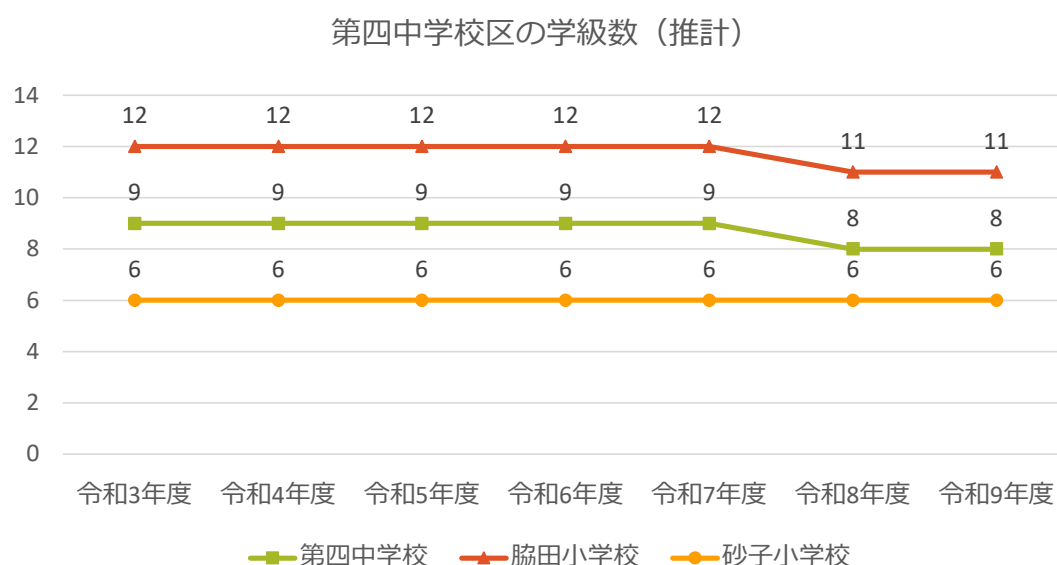
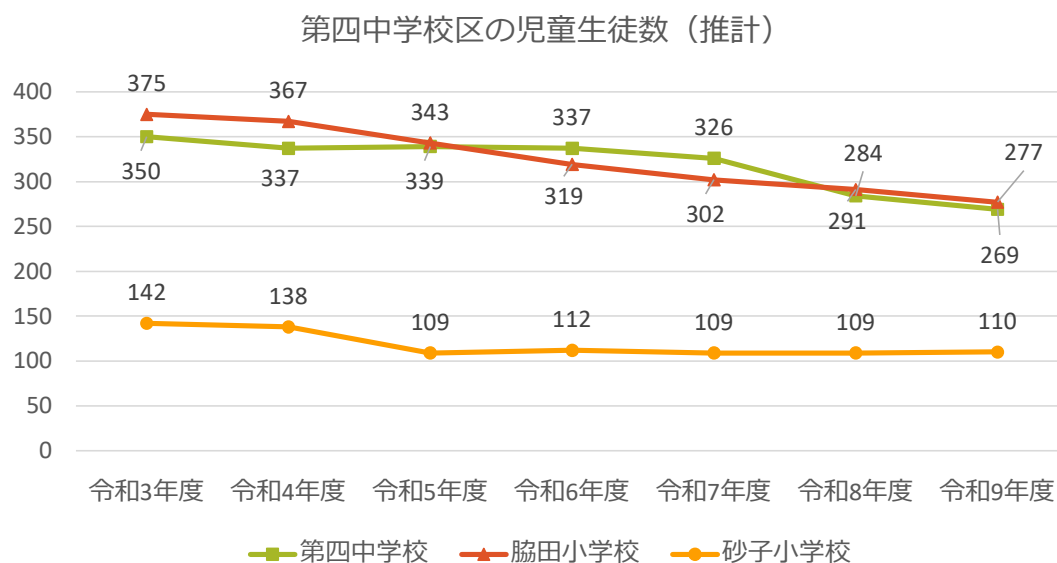
これらの実態を踏まえ、市民ボランティアをはじめとした地域の力により、見守りや子ども食堂など、子どもたちへの新たな取組が始まりつつあります。

情報化や少子化などの社会の構造、また、核家族化や価値観の多様化など、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

1-3 第四中学校区の児童・生徒数

第四中学校区の令和3（2021）年度の児童・生徒数は、脇田小学校が375人、砂子小学校が142人、第四中学校が350人となっており、学級数は脇田小学校が12クラス、砂子小学校が6クラス、第四中学校が9クラスとなっています。

各学校とも、今後の児童・生徒数は減少傾向になると想定されます。



資料：市提供資料

図 第四中学校区の児童・生徒数・学級数の将来推計

2. 学校教育にかかる社会潮流

少子高齢化や高度情報化、厳しい経済情勢や格差の存在などを背景として、教育を取り巻く社会情勢は大きく変化してきており、学力・学習意欲や規範意識、体力・運動能力などに関する様々な課題が指摘されています。

こうした中で、これからの教育にあっては、個々の課題について適切に対応するとともに、子どもから高齢者までの人の成長を見据えながら、学校・家庭・地域など、社会を挙げて教育に取り組むことが、これまで以上に必要とされており、教育全般にわたる総合的な取組が求められています。

1) 新学習指導要領

「学習指導要領」は文部科学省が定めている教育課程（カリキュラム）の基準で小学校は令和2（2020）年度、中学校は令和3（2021）年度から「新学習指導要領」が全面实施されています。

今回の改訂のねらいは「生きる力」の理念を具体化させることと、教育のあり方をさらに進化させることです。中でも新たに追加された社会と連携・協働しながら「社会に開かれた教育課程」の実現が重要であると記載されています。実現の方法として示されているのが、「主体的・対話的で深い学び」の視点から行う学習過程の改善です。また、今回の改訂では「何のために学ぶのか」という学習意義を共有しながら全ての教科を「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の3本柱で再整理していることが大きなポイントとなっています。

また、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、学校教育に関わる様々な取組を教育課程を中心に据えながら、組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上につなげていく「カリキュラム・マネジメント」の実現について示しています。カリキュラム・マネジメントは、「教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと」「教育課程の実施状況を評価し、改善していくこと」「地域などと連携し、必要な人材や施設などを活用して、より良い学校教育をめざすこと」を掲げています。

例えば、小3社会科の学習「わたしたちのまち かどま」の中で出てくる「れんこん」について、子どもたちから出てきた疑問を総合的な学習の時間の探究課題として設定し、実際に地域のれんこん農家の畑を見学したり、インタビューをしたりするなど情報を収集し、まとめます。このように教科等を横断的な視点を持ちつつ、地域を学習と結びつけ、うまく活用していくことなどが挙げられます。

参照：文部科学省ホームページ：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/

2) 小中一貫した教育課程

国において教育再生実行会議の第5次提言や中央教育審議会答申を経て平成27(2015)年6月の通常国会で9年間の義務教育を一貫して行う新たな学校の種類である「義務教育学校」の設置を可能とする改正学校教育法が成立し、関係政省令、告示と合わせて平成28(2016)年4月1日に施行されました。

この制度改正によって小学校と中学校が別々の組織として設置されていたことに起因する様々な実施上の課題が解消され、教育主体・教育活動・学校マネジメントの一貫性を確保した取組が容易になるなど、全ての教職員が義務教育の9年間に責任を持って教育活動を行う小中一貫教育の取組を継続的・安定的に実施できる制度的基盤が整備されました。

文部科学省では、小中一貫教育についての基本的な事項についてまとめた「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引」を平成28(2016)年12月に作成しています。また、小中一貫教育導入に向けた取組について事例を紹介し、実現に向けた取組を支援しています。

参照：文部科学省ホームページ：https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/ikkan/1357575.htm

3) 教科担任制の導入

令和2(2020)年6月、文部科学省は個別最適化された学びを実現する観点から令和4(2022)年を目処に小学校高学年から教科担任制を導入することを決定しました。

<教科担任制導入の趣旨・ねらい>

- 教材研究の深化等により、高度な学習を含め、教科指導の専門性を持った教員が多様な教材を活用してより熟練した指導を行うことが可能となり、授業の質が向上する
- 児童の学習内容の理解度・定着度の向上と学びの高度化を図る
- 教員の持ちコマ数の軽減や授業準備の効率化により、学校の教育活動の充実や教員の負担軽減に資する
- 複数教員（学級担任・専科教員）による多面的な児童理解を通じた児童の心の安定に資する
- 小・中学校間の連携による小学校から中学校への円滑な接続（中1ギャップの解消等）を図る

参照：文部科学省ホームページ：

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/159/mext_00904.html

4) 少人数学級の実現

昭和 34 (1959) 年の「第 1 次義務教育諸学校教職員定数改善計画」で 50 人とされた公立小中学校の学級編制（1 学級の児童・生徒数の上限）の基準は、昭和 39 年（1964）年から昭和 43（1968）年まで実施の第 2 次計画で 45 人、昭和 55（1980）年から平成 3（1991）年までの第 5 次計画で 40 人へと引き下げられてきました。

全面的な学級編制見直しの議論は、少人数学級導入を掲げた民主党政権下で再開され、平成 11（1999）年度には、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」が改正され、小学 1 年に 35 人学級を導入しました。平成 12（2000）年度には加配措置により、小学 2 年でも 35 人学級が実現しました。

新型コロナウイルス感染拡大をきっかけに、公立小学校の学級編成を 35 人に引き下げる「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案」が令和 3（2021）年 2 月 2 日に閣議決定され、令和 3（2021）年度から 5 年かけて 1 クラスあたり 35 人に引き下げることとなっています。

参照：文部科学省ホームページ：

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/hensei/003/index.html

5) 「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現

2015 年 9 月の国連サミットにおいて、持続可能な開発目標が全会一致で採択され、2030 年を年限とする 17 の国際目標が設定されました。持続可能な開発目標（＝SDGs（Sustainable Development Goals））は、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい社会の実現をめざす世界共通の目標です。

また、障がいのある人もない人も、その人らしさを互いに認め合いながら、共に生きる社会をつくることをめざした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が平成 25（2013）年 6 月に制定され、ユニバーサルデザインなどの考え方が広く認知されるようになってきました。

学校教育において、SDGs の目標として位置づけられる「教育：すべての人に包括かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する」「ジェンダー：ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う」「貧困：あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる」といった考え方や、ユニバーサルデザインの考え方など、社会情勢の変化に的確に対応していくことは、門真市の新しい学校教育環境を形成する上でも重要な視点です。

参照：外務省ホームページ：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/index.html>

参照：内閣府ホームページ：<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

6) 教育 ICT 化の推進

Society5.0 時代を生きる子どもたちに対し、教育における ICT を基盤とした先端技術等の効果的な活用が求められており、令和元（2019）年 12 月に「GIGA スクール構想」が国により示されました。GIGA スクール構想は、文部科学省が発表した教育改革案を指し、Global and Innovation Gateway for All を略したものです。

また、GIGA スクール構想の実現に向けた環境整備として校内通信ネットワークの整備や児童・生徒 1 人 1 台端末の整備に対する補助を行い、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、子どもたち一人ひとりに公正に個別最適化され、資質・能力を一層確実に育成できる教育 ICT 環境の実現をめざしています。

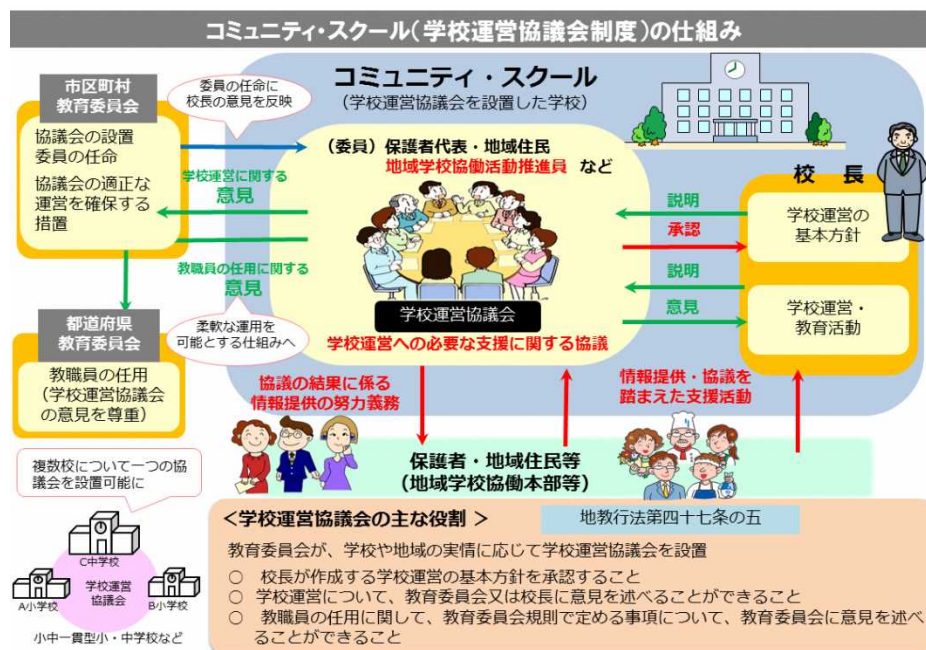
参照：文部科学省ホームページ： https://www.mext.go.jp/a_menu/other/index_00001.htm

7) 環境に配慮した学校施設

環境問題は、世界共通の緊急かつ重要な課題です。そのため、学校施設は環境負荷の低減に貢献するだけでなく、児童・生徒の環境教育の教材として活用することが望まれています。また、学校施設は地域における地球温暖化対策の推進・啓発の先導的な役割を果たすことが期待されています。

8) コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

コミュニティ・スクールは、学校と保護者や地域の人たちが力をあわせて学校の運営に取り組む、「地域とともにある学校づくり」を進める法律（地教行法第 47 条の 5）に基づいた仕組みです。学校運営協議会の設置は法律により努力義務とされており、法律に基づき学校と地域との連携についての取組が進められています。



参照：文部科学省ホームページ： https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/index.htm

3. 上位関連計画における門真市の新しい学校づくりの方向性

門真市では上位関連計画において、これからの学校づくりに向け、以下の内容を掲げています。

表 上位関連計画におけるこれからの学校づくりの方向性

計画書名	学校づくりの方向性	
総合計画	【基本目標】 ・ 出産・子育てがしやすく、子どもがたくましく育つまちの実現 【教育分野のめざす方向性】 ・ すべての子どもが楽しく学び、力を育む学校教育が推進されている ・ 心豊かでたくましい子どもを育む ・ 子どもたちが主体的に学び、安全で健康的な学校生活をおくることができる	
立地適正化計画・都市計画マスタープラン	● 都市づくりの将来像として“子どもが育ち 魅力が育つまち 門真”を実現するための重点プロジェクトのひとつとしての新しい学校整備 ● 地域全体の魅力を高める教育機能の誘導 ● 南部生活拠点周辺都市機能誘導区域内の脇田小学校と第四中学校の敷地を活用し、脇田小学校、砂子小学校、第四中学校の3校を統合した小中一貫校（義務教育学校）の整備 ● 充実した教育環境に加えて、地域に開かれ、つながりを持てる場としても機能し、子どもと地域の人たちが交流することができる学校施設の整備	
総合管理計画 公共施設等	● 平成 28(2016)年度より現行の小中一貫教育をさらに進めるため、国が示す「義務教育学校」の施設分離型、施設一体型等の学校施設を研究し、様々な観点から評価する中で、児童・生徒にとってより良い教育環境になるよう学校のあり方、また、既存施設の有効活用等の学校施設のあり方を検討	
支援事業計画 子ども・子育て	■ 子どもの教育環境の充実 ・ 学校教育における教育内容の充実、文化・スポーツなど多様な活動の推進、「グローバル」*な人材の育成 ■ 放課後の子どもの居場所づくり ・ 放課後児童健全育成事業、学校を拠点とした子どもの活動の場の提供 ■ 地域で支える子育て支援 ・ 世代間交流や地域での交流活動の推進 ■ 子どもの未来応援施策の推進 ・ 地域で子どもを支える取組の支援	
基本計画 2021 門真市教育振興	めざす子ども像	将来の自立をめざして自分の生き方を見つける子ども
	基本目標	基本目標①：一人ひとりが輝くためにチャレンジする力をはぐくむ教育 基本目標②：これからの時代にたくましく生き抜く力をはぐくむ教育 基本目標③：互いの違いを認め合いながら社会の担い手として人とつながる力をはぐくむ教育
	施策の方向	■ 確かな学力の育成 ・ 学習指導要領の確実な実施 ・ 学力向上に向けた基盤づくり ・ グローバル化に対応するための取組の推進 ・ 小中一貫教育の推進 ■ すべての子どもへの学習の支援 ■ 豊かでたくましい人間性の育み ■ 健やかな体を育てる教育の推進 ■ 教職員の子どもの関わりの充実 ■ 学校の組織力向上と開かれた学校づくり ■ 安全・安心・快適な学びの場づくり

計画書名	学校づくりの方向性	
門真のめざす教育とこれからの学校づくり実施方針	門真のめざす教育	将来の自立をめざして自分の生き方を見つける教育
	3つのつながり	■「縦のつながり」を創る ●異年齢や異学年、また、大人も含めた様々な年齢の人との関わりでできるつながりによって、子ども自身が自分の将来への具体的なイメージを抱くことができたり、あのようになりたいという憧れの気持ちを抱いたり、子どもたちの中に優しさや包容力が備わることを期待 ■「横のつながり」を創る ●同学年、同級生との関わりや、地域の人や保護者との関わりによってできるつながりを通して、多様な人間関係を構築しながら、その中で様々な考えに触れ、人とつながる力を身に付けることができるとともに、子どもを真ん中に、学校と地域が一緒になって子どもの成長を見守ることができることを期待 ■「将来の自分とのつながり」を創る ●子どもたちが成長する過程において生じる人とのつながりや、そこから得た学びを、成長段階に応じて積み重ね、今の自分と将来の自分とをつなげて考えることででき上がってくるつながりを大切にすることで、子どもたちが将来の姿をイメージしながら成長することができ、予測不可能な時代を自ら切り拓く力を身につけるとともに、自立に向けて育っていくことができることを期待
	門真のめざすこれからの学校づくり	①人とのつながりの中で学び、育つ学校づくり ●「将来の自立をめざして自分の生き方を見つける教育」という門真のめざす教育の実現に向け、人とのつながりをキーワードにした学校づくりが大切であり、3つのつながりを創ることができる学校をめざす ②これからの時代、これからの門真に対応した学校づくり ●門真のめざす教育や、新しい学習内容を効果的に行うことができる学校、学校を中心とした地域と共にある学校が大切であるということを踏まえ、これからの時代、これからの門真に対応した学校づくりをめざす ③快適で楽しく過ごせる場としての学校づくり ●学校は、子どもたちの学びの場としてはもちろん、地域の方も含めた、みんなが過ごす場としての学校であることから、みんなが、安心して過ごすことができ、快適に楽しく活動できる場としてのワクワクする学校づくりをめざす
	第四中学校校区の再編について	●脇田小学校及び第四中学校の両敷地を活用し、脇田小学校、砂子小学校及び第四中学校を統合した施設一体型の小中一貫校（義務教育学校）を設置 ●市内初の一体型の小中一貫校（義務教育学校）として、門真のめざす教育を先導的に実践し市内の他の学校へ発信するリーディング校をめざす ●施設一体型の小中一貫校（義務教育学校）の校舎として、令和7年の完成をめざす
門真市第2期教育大綱	基本理念	子どもを真ん中に地域みんながつながる門真の学び
	基本方針・めざすべき方向性・求められていること	■基本方針2 学校教育の推進 ●多様な未来を生き抜く力を育むため、子どもたちのおかれる状況に応じた学びの場の提供 ■基本方針4 学校施設と教育環境の充実 ●安全・安心で、児童・生徒の学力向上と学ぶ意欲の向上を図る教育環境づくり

※グローバル：「グローバル（Global、世界）」と「ローカル（local、地域）」からなる造語で、「世界規模で考え、地域視点で行動する」ことを指す。

4. 現況と社会潮流の整理

地域の現況と上位関連計画での位置づけを踏まえ、学校整備に関する地域の状況を整理しました。

1) 人口に関する現況と社会潮流

(1) 人口減少・少子高齢化

第四中学校区は門真市の中でも最も人口減少及び高齢化が進行しています。

「門真市第6次総合計画」では、地域福祉を支える担い手の確保・育成、交流や見守り活動など様々なネットワークの構築を推進し、地域の中で支え合える環境を作り、誰もが活躍できる賑わいと活気あるまちの実現をめざしています。

(2) 子育て層の流出

第四中学校区は特に子育て層の流出の増加傾向がみられている校区です。

「門真市第6次総合計画」では、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援により安心して出産・子育てができる環境を整備し、出産・子育てがしやすく、子どもがたくましく育つまちの実現をめざしています。

2) 子どもを取り巻く状況に関する現況と社会潮流

(1) すべての子どもたちが楽しく学び、力を育む教育

第四中学校区は門真市の中でも外国とつながりのある子どもたちが多い校区です。また、砂子小学校は、既にほとんどの学年で単学級であり、脇田小学校も今後単学級となる学年が発生する見込みです。

「門真市教育振興基本計画 2021」では、すべての子どもが楽しく学び、力を育む学校教育が推進されている学びの場の提供をめざしています。

(2) 子どもたちの「生きる力」の創出・学力向上

「新学習指導要領」では主体的・対話的で深い学びの視点が重要視されています。

「門真市教育振興基本計画 2021」では、この「新学習指導要領」を確実に実施するとともに、学力向上に向けた基盤づくりやグローバル化への取組を推進していくことをめざしています。

(3) 異学年交流を持ちながら学べる教育環境の形成

「門真のめざす教育とこれからの学校づくり実施方針」では、将来の自立をめざして自分の生き方を見つける教育を掲げ、第四中学校区は9年間の義務教育を一貫して行う「小中一貫校（義務教育学校）」として整備を進めていく方針を示しています。「縦のつながり」「横のつながり」「将来の自分とのつながり」の3つのつながりを創出する教育環境の形成をめざしています。

(4) 安全・安心・快適な学びの場の形成

門真市の小中学校は老朽化が進んでいますが、平成 24（2012）年度に市内の全小中学校の耐震化工事は完了しており、今後も安全・安心な校舎を維持していく必要があります。

「門真市教育振興基本計画 2021」では、安全・安心で、児童・生徒の学力向上と学ぶ意欲の向上を図る教育環境づくりをめざす方針を示しています。

3) 地域の状況に関する現況と社会潮流

(1) 子育て家庭を地域で支える仕組み・場づくり

門真市では門真市民プラザなど地域が主体となった子どもの居場所づくりの活動が行われています。

「都市計画マスタープラン」や「立地適正化計画」では、充実した教育環境に加えて、地域に開かれ、つながりを持てる場としても機能し、子どもたちと地域の人たちが交流することができる学校施設をめざすことが示されています。

(2) 防災拠点機能の充実

脇田小学校・第四中学校は避難所として指定されています。脇田小学校には現在防災備蓄倉庫が整備され、地域防災拠点として防災機能の充実や広域防災拠点との円滑な連携を図ることが地域防災計画で位置づけられています。

第3章. 新たな学校づくりに向けた意見聴取



1. ワークショップ等の体制・手法

1) 意見交換の場の設置

新たな学校づくりを進めていくためには、これから必要となる新しい学校施設の機能や運用について保護者や地域住民、教職員などの関係者がともに学び、関係者からニーズを聞きながら、その考え方・方向性を共有し、基本計画として取りまとめていくことが重要です。

そこで、下記のワークショップを実施しました。このワークショップで、小中一貫校（義務教育学校）のイメージを共有しながら、新しい学校の整備の視点や機能、空間、使い方等について意見交換しました。

2) ワークショップの構成

ワークショップは、以下の3つの意見交換等を行う場を設定して実施しました。

【ワークショップの構成】

（1）スクールツクール

小学校、中学校の教職員、PTA や自治会、市民活動者などが参加する4回のワークショップを実施し、学校整備に関する大切にしたい視点や必要な機能、地域との連携などを検討しました。また、新しくつくる学校のイメージを持つために先進校への視察を実施しました。

（2）教職員ワークショップ

脇田小学校、砂子小学校、第四中学校の教職員を対象にワークショップを実施し、新しい学校で子どもたちに経験させたいことや、地域の人たちとともにやってみたいこと、また必要な施設の機能などを検討しました。

（3）子どもワークショップ

将来、新しい学校に通う脇田小学校、砂子小学校の4年生を対象にワークショップを実施し、新しい学校での過ごし方を未来の絵日記として描いてもらいました。

2. ワークショップの実施概要

下記の日程でワークショップを開催し、本基本計画に関する意見交換を実施しました。

2-1 スクールツクール

スクールツクールでは、4回のワークショップと1回の視察を実施し、新しい学校づくりで大切にしたい視点、学校と地域の連携などについて意見交換を行いました。



表 スクールツクールの実施状況と検討テーマ

回	日程	検討テーマ	検討概要・結果
第1回	令和3（2021）年 12月21日（火）	小中一貫校を学ぶ	•ワークショップ全体の趣旨や流れを説明。参加者同士で、今後の学校整備に期待することを話し合いました。 •子どもたちには新しい学校と地域に誇りを持ってもらいたいという意見がありました。 •基礎的な学力の向上や子どもたちに様々なことを体験させたいなど、学力向上に関する意見がありました。 •登下校時の通学路や校内のセキュリティなど、安心・安全に関する意見がありました。 •目標となる大人が身近に感じられること、保護者や地域などの大人が学校に積極的に関わることなど、地域連携の重要性に関する意見がありました。
—	令和4（2022）年 1月12日（水）	先進事例の見学	•凌風小中学校の視察。現場の教職員にもお話を伺い、小中一貫校のメリットやデメリットを学びました。
第2回	令和4（2022）年 2月16日（水）	学校整備のコンセプトを考える	•子どもたちにどんなことを学んでほしいか、どんな子どもに育ててほしいかを話し合いました。
第3回	令和4（2022）年 3月10日（木）	学校整備を考える 1	•外部講師から小中一貫校について学んだ後、新しい学校として大切にしたい視点について意見交換しました。
第4回	令和4（2022）年 3月30日（水）	学校整備を考える 2	•学校と地域との連携が期待される中、どのような連携の可能性があるかを話し合いました。

2-2 教職員ワークショップ

教職員ワークショップは、脇田小学校、砂子小学校、第四中学校の教職員の代表者に集まっていたき議論する全体ワークショップと、その後に全体ワークショップに参加できなかった教職員の意見を学校ごとに聞く個別ワークショップを実施しました。その中で、新しい学校で子どもたちに経験させたいこと、地域の人やがやってみいたいこと、各教室の使い方と設備などについて意見交換を行いました。



表 教職員ワークショップの実施状況と検討テーマ

回	日程	検討テーマ	検討概要・結果
第1回	令和4（2022）年 1月11日（火） ～ 1月31日（月）	新しい学校で子ども たちに経験させたいこ と、地域と学校との連 携、ゾーニング	【子どもたちに学ばせたいこと】 ・理数教育、外国語教育 ・プログラミング教育、ICT リテラシーの習得 ・将来の予測に関する問題等を問答やディベートの形式を用いて議論 ・伝統や文化に関する教育 ・保護者や教職員以外の地域の大人や異年齢の子どもたちとの交流 ・防災・安全教育 ・勤労観・職業観を育てるためのキャリア教育 ・コミュニケーションスキルの習得 等 【学校と地域との連携】 ・郷土料理の伝承 ・クラブ活動のゲストティーチャーを地域の人たちに ・農園や畑をつくり、一緒に作業 ・登下校の見まわり ・図書館（地域の人が使え） ・門真市で創業している企業の紹介スペース 等
第2回	令和4（2022）年 2月9日（水） ～ 3月9日（水）	今の学校の使いづら いところ、新しい使い 方のアイデア	【使いづらいところ】 ・教室の収納スペースが少ない ・特別教室の準備室がない ・トイレが狭く、汚い 等 【新しい使い方のアイデア】 ・教室内に内線電話や Wi-Fi 環境 ・2 クラス以上が入室できる広い多目的室やランチルーム ・ビオトープや畑 ・バリアフリートイレの設置 ・更衣室の設置 ・教職員ステーション、印刷室の設置 等

2-3 子どもワークショップ

新しい学校に対する期待感を高め、意見をもらうために子どもワークショップを開催しました。子どもワークショップは新しい学校が完成した時に最高学年になる現4年生を対象にしました。新しくなる教室や屋外運動場をイメージしてもらい、9年生になったときに、どのように学校を使っているかを未来の絵日記として描いてもらいました。



表 子どもワークショップの実施状況と検討テーマ

学校名	日程	検討テーマ	検討概要・結果
脇田 小学校	令和4（2022）年 3月2日（水）	未来の絵日記 を描こう	•新しい学校のイメージを持ってもらうため、他の学校の事例を紹介しました。 •自分が最高学年（9年生）になったときにイメージしながら、今の4年生に未来日記を描いてもらいました。
砂子 小学校			



3. ワークショップのまとめ

ワークショップでいただいた意見は、「子どもたちが誇れる学校」「子どもたちの主体的な学び・学習環境」「子どもたちの安心安全の確保」「学校と地域のつながりを生む空間」といった、主に4つの視点で整理することができました。

そのほかにも、子どもたちに学校や地域に誇りを持ってもらえるように、地域とともに子どもたちを育てていこうという意見がありました。

これらの視点をもって、学校づくりを進めていくことが大切です。

子どもたちが誇れる学校

- 機能・役割** 特徴的な取り組みなど、この学校にしかない特色をだす／経験したことを自慢できる
新しい学校をみんなに知ってもらえるような情報発信
- 空間** 子どもたちに選択権がある、子どもたち目線の学校づくり／子どもたちのお気に入りの空間がある
子どもたちと地域の人が発表（美術作品や学習成果）し、お互いにリスペクトし合える場がある
- 使い方** 地域の人達が得意なことを子どもたちに教えられる場／「カッコいい」大人に出会える場
1年生から参加できたり、大学生に教えてもらったりするなどクラブ活動の充実
あんな8年生、9年生になりたいと、あこがれの上級生がいるような学年を超えた関わり
- その他** この学校で学んだ卒業生の活躍を感じられる

子どもたちの主体的な学び・学習環境

- 機能・役割** 放課後に大学生が教えてくれる塾／不登校の子が活躍できるような学校
塾に行かなくても十分な学力がつくような学校
- 空間** 集中して勉強できる自習室／遊びながら学ぶことのできる空間／本のあるフリースペース
自由に使える図工室／子どもたちが自由に使い方を考えて使うことができる空間
調べ学習（パソコン・図書）、グループ作業、発表など目的に合わせて色々な使い方ができるスペース
- 使い方** 顕微鏡など、自由に気軽に色々なものに触れるような仕組み、好奇心が湧くような仕掛けをつくる
夢や目標を見つけた時になにをすればいいかを調べられる、探すことができる
- その他** パソコンやホワイトボードなど学ぶためのさまざまな設備がある

子どもたちの安心安全の確保

機能・役割 避難所としての機能と学びの場としての機能との共存

空間 各階に子どもたちがすぐに先生に聞きに行ける先生の待機場所／広い階段・廊下
災害時に子ども達が逃げやすい階段、建物の高さ／複数の出入口／外からも見える空間
地域と学校のセキュリティゾーンの設定／歩車分離された通学路／使いやすいトイレ

使い方 通学路の安全確保／人の目が大切、地域の人と協力した見守り
地震が起きた場合に速やかに避難、待機できる／悩んでいる児童生徒が相談できる相談室

その他 門の近くに交番／必要な場所への防犯カメラ・モニターの設置／最新の換気機能

(設備) 災害時の防災拠点になるような独立エネルギー／正門のセキュリティ

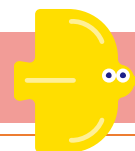
学校と地域とのつながりを生む空間

機能・役割 学校と地域をつなぐコーディネーター／先生の異動でつながりが切れないシステム
居場所のない子どもたちの放課後の居場所づくり

空間 地域の人々が常にいることができるスペース／公民館のような地域交流施設
地域と学校とのシェアスペース／地域の人と子どもたちが昔遊びができる広い空間
子どもたちの学習の成果を地域の人に発表できる場／中学生と高校生の交流の場

使い方 子どもたちと地域の人と一緒に野菜を育てる／地域の人でも使える図書室・喫茶スペース・調理室
大学生や地元企業が子どもたちに教える放課後学習／地域の人や地元企業と一緒にクラブ活動
門真で働く人に地域の知恵や技術を教えてもらう／門真の歴史を地域の人たちと学ぶ

第4章. 新たな学校づくりの基本方針



1. 新たな学校づくりに向けた課題

地域の現況と上位計画での位置づけ、ワークショップで出された意見を踏まえ、新たな学校づくりに向けた課題を整理しました。

1) 子どもたちがより良い教育環境で個別最適に学ぶことができる学校整備

第四中学校区は9年間の義務教育を一貫して行う「小中一貫校（義務教育学校）」として整備を進めていく方針です。門真市では、学力の向上が大きな課題となっており、義務教育期間である9年間の系統性・連続性を大切にした教育活動を効果的に実施できる施設環境を確保することが必要です。また、体格差の大きい児童・生徒が同じ施設を利用することから、発達段階に応じた配慮が求められます。

グローバル化や人工知能（AI）などの技術革新が急速に進む中、子どもたちには自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、自ら判断して行動し、より良い社会や人生を切り拓いていく「生きる力」を身につけることが求められています。この「生きる力」を育むため、子どもたちの多様な能力を育み、新しい価値観を学ぶことが可能な学習環境、自主的な学びを促す学習環境が必要です。

また、第四中学校区は門真市の中でも外国とつながりのある子どもたちが多い校区であり、様々な子どもたちが文化や価値観の多様性を認め合うことができるとともに、個別最適に学ぶことができる学校教育環境を整えることが求められています。

2) 異学年交流や地域住民との交流を持ちながら学べる教育環境の形成

「門真市教育振興基本計画 2021」では、「縦のつながり」「横のつながり」「将来の自分とのつながり」の3つのつながりを創る学校づくりとともに、地域に開かれた学校づくりを目標としています。

新たな学校では小学1年生から中学3年生までの児童・生徒が一つの施設内で学ぶこととなることから、異学齢・異学年のつながりの中で交流が生まれるような空間づくりの工夫が求められています。

また、現在の学習の将来へのつながりや将来の自分をイメージした学びへの理解を促進するため、地域の人たちや高校・大学生等身近なモデルとなりえる人物との交流が生まれるような空間づくりも必要です。

3) 地域の人たちの参画促進による支え合いの仕組みづくり

第四中学校区は門真市の中でも最も人口減少及び高齢化が進行し、特に子育て層の流出傾向がみられる校区です。門真市においては子育て家庭を支える民間ベースの取組も行われています。また、学校の求めに応じて必要な支援を地域のボランティアが行うための地域学校協働本部もあります。

しかしながら、近年は、核家族、ひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、社会環境が変化する中で、身近に相談できる相手がいないなど、子育て家庭の負担が増し孤立化が懸念されます。

「新学習指導要領」では学校の教育資源（人、物、お金、情報、時間など）をうまく活用し、地域社会の協力を得ながら一緒に子どもの成長を支えることをめざしており、保護者や地域の人たちの学校教育への参画を促進していくことが望まれています。

また、学校と保護者、地域の人たちなどが協働して子どもたちの豊かな成長を支えるコミュニティ・スクールの導入など、地域ぐるみで子どもたちの9年間の学びを支える学校を核とした地域コミュニティを育てるための場所、人材、組織づくりが必要です。

4) 防災面でも重要なオープンスペースの充実

学校は避難所となっていることから、防災拠点としての安全性の確保や機能向上、自然エネルギーの活用など地域の防災拠点としての機能整備の充実が必要です。

また、子どもたちが安全に遊べる場、地域の人たちと一緒にスポーツなどの活動や地域活動ができる場、子どもと地域の人たちが交流することができる場として機能することが求められています。

2. 新たな学校の将来像

地域の現状・課題等及びワークショップでの児童・生徒や保護者、地域の関係者、教職員等の意見を踏まえるとともに、「門真のめざす教育とこれからの学校づくり実施方針（令和３年３月）」と整合を図り、新たな学校の将来像を以下のように設定します。

<新たな学校の将来像>

人とのつながりの中で、 子どもたちの自立と自分の生き方を見つけることができる学校づくり



- ✧ 門真市内で初めての小中一貫校（義務教育学校）として、小学１年から中学３年まで一貫した学び・学習環境を整え、小・中学校の系統性・連続性のある教育活動を行うとともに、子どもたち・地域の人たちとの「縦・横のつながり」を創出し、「教育からまちを変える」まちづくりのリーディングモデルとなる学校
- ✧ 学校の中に選べる自由（場所・学び方等）があることで子どもたちの主体性を尊重する学校
- ✧ 地域の人たちや企業・高校・大学などと連携しながら子どもたちの夢や目標を実現へ導く、見守ることができる学校
- ✧ 子どもたちの学習環境を第一に考えることを前提としつつ、ゾーニングの工夫により地域の人たちも子どもたちと関わり合いを持ち、交流できるゾーンを設けることで、学校と地域の一体感が高まる学校
- ✧ 災害対応や緑・公園の充実等、地域の課題・ニーズを踏まえた機能を導入することで、子どもたちとともに地域の人たちの安心・安全や快適性の確保につながる学校

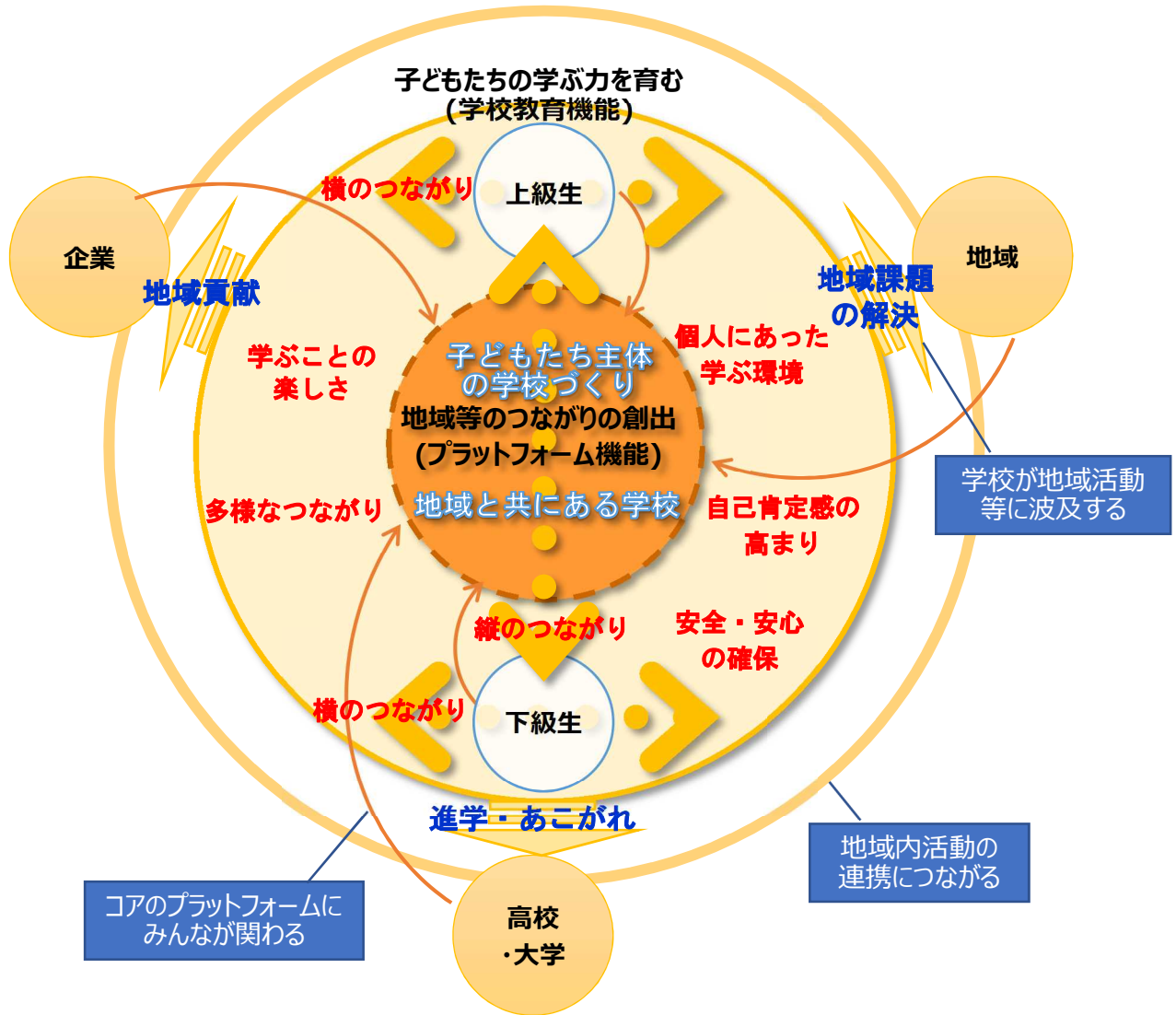
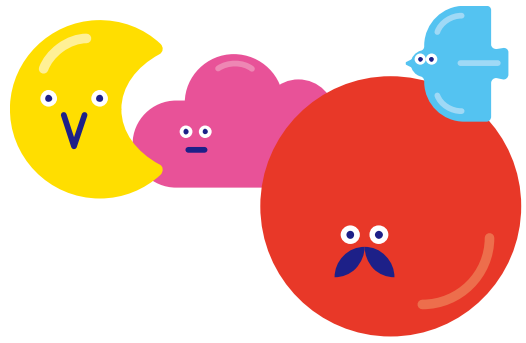
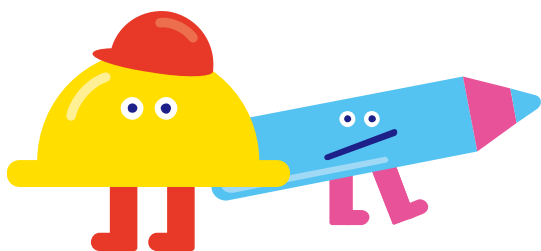


図 新たな学校の将来像の概念



3. 新たな学校づくりの基本方針

新たな学校の将来像を実現するために、学校に求める空間や条件等を学校づくりの基本方針として整理しました。

1) 子どもたちの学ぶ力を育む、子どもたち主体の学校

- 学年をまたぐ交流が生まれ、自信や責任感、上級生へのあこがれを育てる縦のつながりとともに、学年の連帯感・交流が生まれる横のつながりができる学校をめざします。
- ICT 等を活用した教育環境や子どもたちが好きな空間、お気に入りの空間があり、学校の中に選べる（子どもが選択できる）自由がある学習環境を有する学校をめざします。
- 子どもたち主体の学習や 9 年間の一貫した学びによる自己肯定感を高めることができる学校をめざします。

2) 地域と共にある学校

- 子どもたちと地域の人たちが互いの顔が見えるつながりを創る場として学校が機能することで、身近な関係を築き、地域と共に育っていくことができる学校をめざします。
- 子どもたちが地域の人たち等から学んだり、一緒に考えたりすることができる空間があり、地域や企業・高校・大学等が連携して子どもたちを多様なつながりの中で育て、子どもたちの夢や目標を実現へ導く学校をめざします。

3) 「教育からまちを変える」まちづくりのリーディングモデルとなる学校

- 子どもたちはもちろん、地域にも愛される、子どもたちが誇れる環境がある学校をめざします。
- 誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を認め合える全員参加型の社会をめざした教育ができる学校をめざします。

4) 子どもたちの安全・安心が確保された学校

- 必要な場所への防犯カメラ、インターホンの設置や、職員室や地域活動の場から子どもたちを見守りやすい環境整備などにより、子どもたちの安全を確保する学校をめざします。
- 災害時に子どもたちが逃げやすい階段や廊下の広さ、建物の高さ、2 方向避難が確保されている学校をめざします。
- 地域活動と連携を図りつつ、学校のセキュリティが保たれている学校をめざします。
- 災害時に対応したエネルギーの確保や誰もが利用しやすいトイレが整備された地域の防災拠点にもなる学校をめざします。

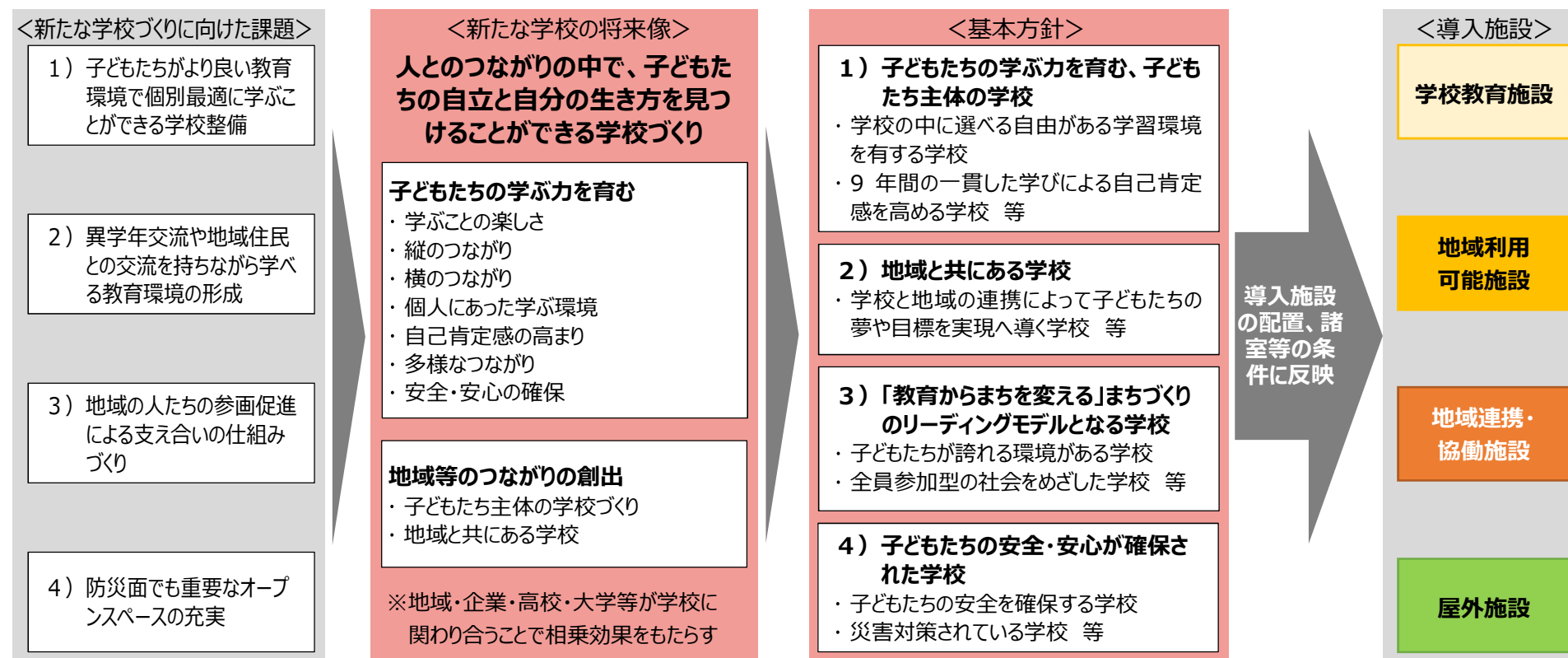
第5章. 導入施設・諸室の整理



1. 導入施設・諸室

1-1 導入施設

前章で整理した新たな学校の将来像及び基本方針を踏まえ、導入施設の配置や諸室の整備条件に反映します。導入施設としては、「学校教育施設」「地域利用可能施設」「地域連携・協働施設」「屋外施設」の4つで整理します。



1-2 諸室の考え方

諸室については、学校教育法第三条の規定に基づき定められている「小学校設置基準」及び「中学校設置基準」で必ず設置することが位置づけられている普通教室、特別教室等、図書室、屋内運動場、職員室、保健室、屋外運動場を必須とします。

また、「小学校施設整備指針」及び「中学校施設整備指針」で設置が望ましいと記載されている諸室についても必須とし、各種ワークショップでの意見も考慮しながら導入すべき諸室を決定します。

表 導入を検討すべき学校諸室

諸室分類	文科省 学校教育法 小学校・中学校設置基準	文科省 小学校・中学校 施設整備指針	市民及び 教職員ワークショップなど
教室	● 普通教室 ● 特別支援学級	● 多目的教室 ● 通級による指導のための関係室	● 少人数教室
特別教室	● 理科室 ● 音楽室 ● 図工室 ● 美術室 ● 技術室 ● 調理室 ● 被服室 ● コンピュータ教室 ● 図書室・書庫	● 相談室 ● 放送室 ● 教材・教具の作成・収納空間	● 外国語教室 ● 日本語教室
運動施設等	● 屋内運動場 ● 屋外運動場	● プール、更衣室・便所・シャワー室 ● 運動器具庫	● クラブハウス ● サブ屋内運動場
生活・交流空間		● 食堂、ランチルーム ● 調理室、配膳室	● 学年ラウンジ ● 多目的ホール ● 図書コーナー
共通空間		● 昇降口 ● ホール、ラウンジ ● 便所 ● 廊下・階段 ● エレベーター	● 子どもたちの活動（アクティビティ）スペース
管理関係室	● 職員室 ● 保健室	● 校長室 ● 事務室 ● 印刷室 ● 校務員室 ● 会議室・応接室 ● 給湯室 ● 職員用更衣室・休憩室 ● 倉庫 ● 機械室・電気室 ● 防災備蓄倉庫	
地域と学校の連携・協働スペース		● 学校運営協議会、地域学校協働活動、PTA 活動の拠点	● 学校と地域をつなぐ発表・交流の場（地域・企業・高校・大学の活動の場） ● 地域ラウンジ ● 放課後児童クラブ
その他付帯施設		● 体育倉庫、屋外便所	● 駐車場・駐輪場

※諸室分類は小学校・中学校施設整備指針による

※特別教室は準備室を含む

1-3 導入施設と諸室の関係

導入施設と諸室の関係は以下のとおりです。

この導入施設と諸室の関係性は、6章で検討する学校の設計の考え方に反映されます。
 なお、地域利用可能施設は今後の協議の中で利用可能範囲が変更する可能性があります。

< 導入施設と諸室の関係 >

学校教育施設（学校施設のうち地域利用不可）	● 普通教室、特別支援学級、職員室など一般の方が入らない施設
地域利用可能施設（学校施設のうち地域利用可）	● 図書室、音楽室、屋内運動場など、学校施設の中で地域の人たちも利用可能な施設 ※今後協議を進めながら決定 ● 子どもたちの学校生活の場の中で、学校（子どもたち・教職員）と地域がつながる場
地域連携・協働施設	● 放課後児童クラブや地域活動に活用できる施設 ● 地域・企業・高校・大学などが主体となって子どもたちの学校生活を支援し、一緒に活動を行う場
屋外施設（学校施設のうち地域利用可）	● 屋外運動場、農園などの屋外で活動できる施設 ※今後協議を進めながら授業使用以外の時間帯などで地域利用が可能となる場づくりを検討

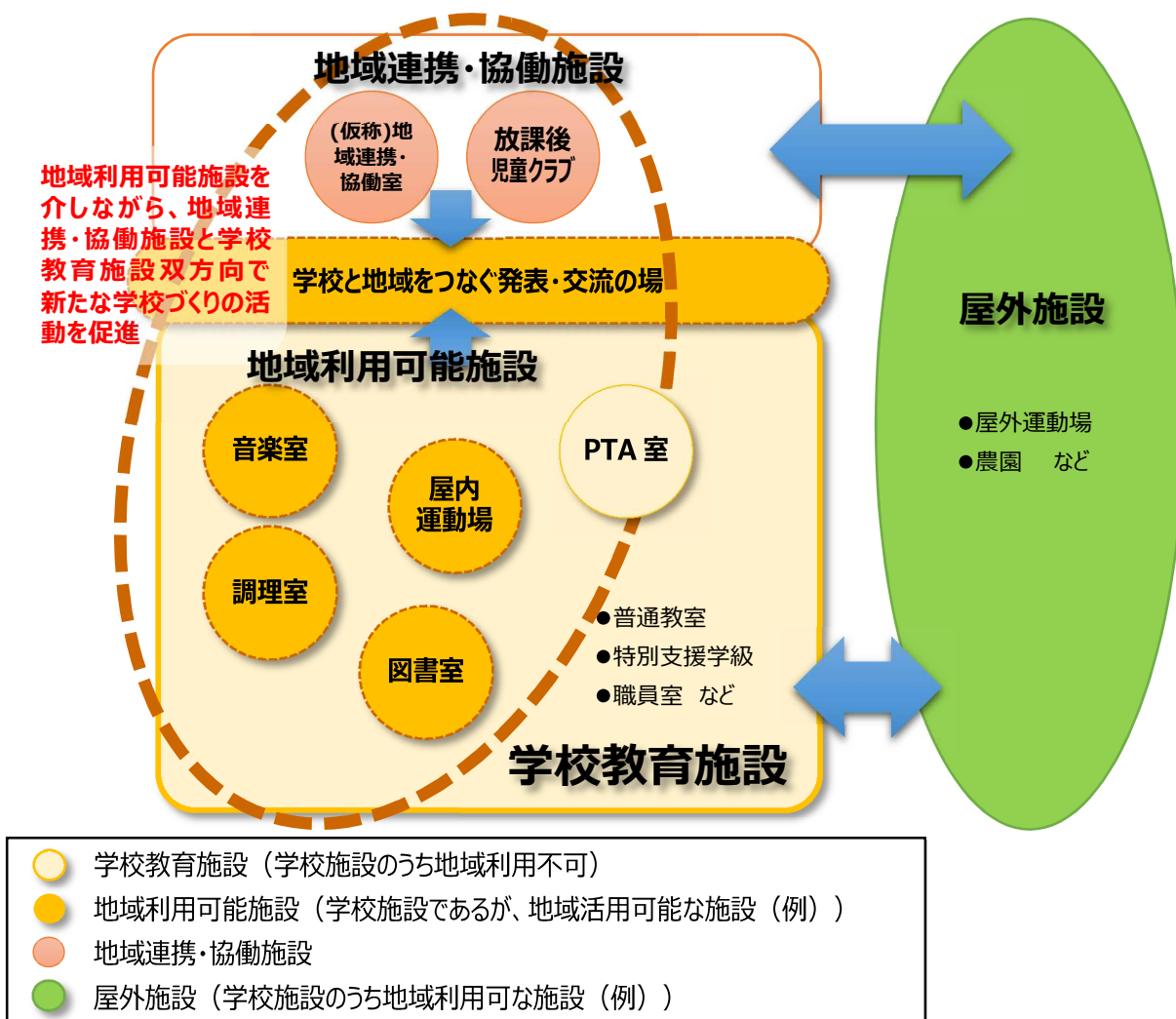


図 導入施設と諸室の関係イメージ

2. 諸室の整備方針及び諸室規模の設定

主要な諸室の整備方針及び諸室規模は、小学校・中学校設置基準及び公立小・中学校施設整備指針に基づくとともに、各種会議体での意見を踏まえ以下のように設定します。普通教室、多目的教室、少人数教室、特別支援教室、通級指導教室、各特別教室は、ICT 教育環境の導入を検討します。なお、規模については今後要望等で変更する可能性があります。

表 諸室の整備方針				※太文字はワークショップで出た意見
導入施設区分	諸室名		整備方針及び諸室規模の考え方	備考 * 規模については今後要望等で変更する可能性もあります
学校教育施設	普通教室		● 学年ごとの区画は、階段室・学年ラウンジ等により相互の視覚的な連続性に留意します。 ● 低学年児童のための普通教室は、屋外の作業テラスなど低学年児童の利用する他の学習・生活空間と空間的・機能的にまとめます。 ● 十分な面積の掲示板を壁面設置し、学年段階の区切りに合わせて廊下側を全開放できる可動間仕切りを検討します。 ● 諸室規模は、児童・生徒の密を避けられる広さを確保するとともに、大きめのロッカーの備え付けが可能な広さを確保します。	80 ㎡程度（既存 64 ㎡程度）
	多目的教室		● 他の学習空間との役割分担及び機能的な連携を十分検討し、予定する学習内容・学習形態や児童・生徒の発達段階による学習集団の編成の違いなどに応じ、各階に適切な規模、構成で配置するとともに、多様な教育活動に柔軟に対応できる空間、広さを確保します。 ● 諸室規模は、低学年では体を動かす活動を行うことを想定し普通教室の 2 倍程度の広さを確保、中・高学年では普通教室と同等程度の規模を確保します。	低学年：160 ㎡程度（既存 64 ㎡程度） 中・高学年：80 ㎡程度
	少人数教室		● 予定する学習内容・学習形態や児童・生徒の発達段階による学習集団の編成の違いなどに応じ、多様な教育活動に柔軟に対応でき、少人数で利用することを想定した空間を各階に配置します。 ● 諸室規模は、普通教室と同等程度の規模を確保し、将来の児童・生徒の増加も鑑み多様な活動に柔軟に対応できるよう可動間仕切りを検討します。	80 ㎡程度（既存 64 ㎡程度 普通教室を活用）
	特別支援教室		● 教育上特別な支援を必要とする児童・生徒の障がいの状態に応じた教科指導や、障がいの状態の改善・克服を目的とする指導等の多様な学習活動等に柔軟に対応できる空間を確保します。 ● 通常の学級に在籍する児童・生徒との交流及び共同学習への対応を考慮し、教室や多目的教室等との関連、職員室及び保健室との連絡、トイレ等との関連に留意します。 ● 諸室規模は、普通教室と同等程度の規模を確保し、細かい対応ができるよう可動間仕切りを検討します。	80 ㎡程度（既存 64 ㎡程度、1 学年 1 室程度）
	通級指導教室		● 通常の学級に在籍する児童・生徒のうち、障がいの状態に応じて特別な指導を行うための教室を確保します。 ● 諸室規模は、既存と同等規模を確保します。	65 ㎡程度（既存 64 ㎡程度）
	特別教室	理科室・理科準備室	● 実験用机及び必要となる各種設備について学習集団の規模と数、指導方法等に応じ適切に配置することのできる空間を確保するとともに、ICT 教育環境の導入、大型提示装置の設置等も検討します。 ● 諸室規模は、既存と同等規模で 2 室確保します。	140 ㎡程度（既存 130 ㎡程度）
		図工室・準備室	● 表現活動の内容に応じた適切な大きさの可動式の机等を活動しやすい間隔で配置する空間を確保します。 ● 諸室規模は、多様な表現活動に対応でき、児童・生徒の密を避けられる広さを確保するとともに、作品の保存が可能な広さとして普通教室の約 2 倍程度の広さを確保します。	175 ㎡程度（既存 130 ㎡程度）
		美術室・美術準備室	● 表現活動の内容に応じた適切な大きさの可動式の机等を活動しやすい間隔で配置する空間を確保します。 ● 諸室規模は、多様な表現活動に対応でき、児童・生徒の密を避けられる広さを確保するとともに、作品の保存が可能な広さとして既存と同等規模を確保します。	140 ㎡程度（既存 130 ㎡程度）
		技術室・技術準備室	● 金工と木工で諸室をわけ、十分な面積的余裕を確保しつつ、各種工作機械、工具等を利用する空間は十分な動作空間を確保します。 ● 諸室規模は、既存と同等規模を確保します。	200 ㎡程度（既存第四中学校 200 ㎡程度）
		被服室	● 編成する集団の数、規模等に応じ設備・機器等を必要な間隔で適切に配置できる空間を確保します。 ● 作品を展示する空間を確保し、必要に応じ住居に係る学習を行うことのできる空間を確保します。 ● 諸室規模は、既存と同等規模を確保します。	150 ㎡程度（既存 150 ㎡程度）
		コンピュータ教室	● 将来の機器の更新・増設等も考慮し、コンピュータ等の情報機器、机やコンセント等、ICT 教育環境として利用しやすい空間とし、児童・生徒が自主的な調べものができる環境を確保します。 ● コンピュータ室は図書室と一体的に整備します。	図書室とあわせて 600 ㎡程度
		相談室	● 児童・生徒と教職員が個別に相談でき、児童・生徒が落ち着いて時間を過ごすための空間、教職員が保護者等からの相談に応じる空間を確保します。 ● グループ指導も可能となるような面積、形状等を確保するとともに、必要に応じ空間を仕切ることができるよう留意します。 ● 諸室規模は、児童・生徒や保護者が落ち着いて教育相談ができるよう普通教室の 1/2 程度の諸室を確保します。	40 ㎡程度（既存第四中学校 65 ㎡程度）
放送室		● 放送に必要な機材を設置できるスペースを確保し、遮音性に配慮した児童・生徒及び教職員が使用可能な放送施設を確保します。 ● 諸室規模は、既存と同等規模を確保します。	15 ㎡程度（既存 15 ㎡程度）	
	教職員ステーション・教材室	● 普通教室の近くに教職員の待機室及び教材・教具の種類、数量等に応じて必要な規模を確保した教材室を確保します。 ● 諸室規模は、既存と同等規模を確保し、教育内容に即した教材が搬出入しやすいように各階の各教室を見渡せる位置に設置するなど工夫します。	30 ㎡程度（既存 30 ㎡程度）	

導入施設区分		諸室名	整備方針及び諸室規模の考え方	備考 * 規模については今後要望等に変更する可能性もあります
学校教育施設	特別教室	外国語教室	● 児童においては、体を動かす活動やグループでの活動など多様な活動に対応することができ、また、床に座って行う活動や発表の場としても配慮した空間を確保します。 ● 生徒においては、外国語教育における指導のねらいに対応し、視聴覚・情報機器を有効に活用できるように配慮した施設環境を確保します。 ● 諸室規模は、普通教室と同等規模を確保します。	80 m ² 程度（既存 70 m ² 程度）
		日本語教室	● 小学校、中学校それぞれに日本語教室を配置し、少人数学習など目的別に柔軟な対応ができるように、間仕切りによる分割が可能な仕様とします。 ● 砂子小学校にある獅子舞など大きな教材が置ける倉庫を確保します。 ● 諸室規模は、砂子小学校の既存と同等規模とします。	200 m ² 程度（既存砂子小学校 220 m ² 、第四中学校 64 m ² 程度）
		図書コーナー	● 廊下の一角に床に座って本が読めるスペースを確保します。	—
	生活・交流空間	多目的ホール（ランチルーム）	● 調理室と隣接させることで、調理する場と食事する場を分け、利用目的、利用人数等を考慮し適切な規模のスペースを確保します。 ● 給食時間など異学年交流のできるスペース、行事・集会・発表等に利用する多目的ホールとしての利用も想定し、ステージや控室等の空間を確保するとともに、各種情報機器の利用にも配慮します。 ● 諸室規模は、異学年での給食時間の交流や行事、集会、発表等の利用を想定した規模を確保します。（普通教室の4倍程度の規模を想定）	350 m ² 程度（既存第四中学校 64 m ² 程度）
		配膳室	● 給食を、児童・生徒への受け渡しまで安全・衛生的に保管するとともに、安全・効率的に受け渡しできるようエレベーターに近接した位置に専用のスペースを確保します。 ● 諸室規模は、各階児童・生徒数の配膳を充足する規模とします。	各階 30 m ² 程度（既存面積不明）
		給食調理場	● 校舎内に設置し、ガラス張りなどにすることで子どもたちに自然に調理工程を目にすることができるとような空間を確保します。 ● 諸室規模は、全児童・生徒及び教職員の給食を充足する規模とします。	600 m ² 程度（既存第四中学校 600 m ² 程度）
		学年ラウンジ	● 学習活動及び交流活動の効果的な実施に必要な規模を確保するとともに、異学年交流のできるスペースを確保します。 ● 壁面は展示スペースとして利用ができ、明るく落ちついた心を和ませる雰囲気となるような意匠・構成等とします。	—
	共通空間	昇降口、玄関・ホール	● 始業時、終業時等における利用人数に応じるとともに、学校開放を行う諸室との関連性を考慮した位置に安全かつ円滑に出入りができる十分な規模を確保します。 ● 障がいのある児童・生徒、教職員及び学校開放時の高齢者、障がい者等の利用に支障をきたさないようユニバーサルデザインを導入します。 ● 地域利用可能施設と隣接させることで、地域連携・協働施設と学校教育施設双方向で新たな学校づくりの活動を促進します。	—
		トイレ・バリアフリートイレ	● トイレ、手洗い、流し、水飲み場等の設備は児童・生徒の体格差に配慮して男女別に計画し、洋式便器を採用します。 ● 障がいのある児童・生徒、教職員及び学校開放時または避難所開設時の高齢者、障がい者等の要配慮者の利用を踏まえ、各階にバリアフリートイレを設置します。 ● 諸室規模は、既存と同等規模を確保します。	30 m ² 程度（既存 30 m ² 程度）
		廊下・階段	● 安全かつ円滑な動線としての機能を確保するとともに、児童・生徒の交流の場や読書スペースの場としての利用も考慮します。 ● 災害時の避難を考慮し、廊下及び階段の幅を広く確保します。	—
		エレベーター	● 配膳室に隣接するとともに、怪我や障がいのある児童・生徒等が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるよう配慮します。 ● 諸室規模は、バリアフリー新法に適合するエレベーターが設置可能であり、給食の配膳にも使用可能な規模とします。	各階 20 m ² 程度（既存なし）
学校教育施設	管理関係室	職員室	● 教職員が授業以外の校務にたずさわる部屋として PC 環境、校務支援システムや会議システム等 ICT を効果的に活用することのできる諸室を屋外運動場や門を見渡せる位置に配置します。 ● 職員室の一部を受付機能として兼用も可とした場合、防犯上の観点から外部からの来訪者を確認し、不審者を識別できるような位置に配置します。 ● 諸室規模は、児童・生徒数、学級数推計及び職員室で執務する教職員等の人数（55 人）を踏まえ、1 人あたり 4.2 m ² /人として規模を確保します。	240 m ² 程度（既存 126 m ² ～170 m ² 程度）
		保健室	● 養護教諭が常駐し、校内における怪我や病気に対応するため、子どもたちの様子が観察しやすく、静かで良好な日照、採光、通風などの環境が確保できる位置に配置します。また、職員室と隣接し室内で行き来できるよう配慮します。 ● 保健室内あるいは隣接または近接した位置にバリアフリートイレ、シャワー、洗濯スペースを設置します。 ● 諸室規模は、児童・生徒数、学級数推計及び職員室で執務する教職員等の人数を踏まえ既存の面積の約 2 倍程度を確保します。	120 m ² 程度（既存 64 m ² ～100 m ² 程度）
		校長室・応接室	● 必要に応じ他の管理関係室と区画し、応接や各種資料等を保管するための家具等を設置することのできる面積、形状の空間を確保します。 ● 校長室の一部を応接室と兼用することも可とします。また、保健室に近接した配置とし、職員室とは隣接し、室内で行き来できるよう配慮します。 ● 諸室規模は、応接室を含め既存の面積の約 2 倍程度を確保します。	60 m ² 程度（既存 30 m ² 程度）
		事務室	● 学校事務を行う諸室として校長室、職員室、外来者用玄関、印刷室等との連携に配慮した位置に配置します。 ● 諸室規模は、既存と同等規模を確保します。	30 m ² 程度（既存 30 m ² 程度）

導入施設区分	諸室名		整備方針及び諸室規模の考え方	備考 ＊規模については今後要望等に変更する可能性もあります
		印刷室	● 職員室に近接した位置に配置し、遮音性に配慮するとともに、教材・用紙の収納、印刷物の整理・教材作成作業を行えるスペースを確保します。 （職員室の一部との兼用も可とします。） ● 諸室規模は、既存と同等規模を確保します。	30 m ² 程度（既存 30 m ² 程度）
学校教育施設	管理関係室	校務員室	● 学校施設・教育環境の整備などの用務に従事する職員の諸室として確保します。 ● 地域の人たちも利用する地域利用可能施設と職員室等に隣接した位置に配置します。 ● 諸室規模は、各種作業や清掃用具等を保管するスペースを確保し、既存と同等規模を確保します。	30 m ² 程度（既存 30 m ² ～55 m ² 程度）
		会議室	● 会議机等の家具を多用途に活用できるよう余裕を持った面積、形状とし、ICT を効果的に活用できるような諸室を確保します。 ● 可動間仕切りも設置し、多様な人数に対応できる諸室とします。 ● 諸室規模は、普通教室と同等規模を確保します。	80 m ² 程度（既存 64 m ² 程度）
		職員用更衣室・休憩室	● 更衣室は男女別に配置し、必要な面積を確保します。 ● 休憩室は教職員のリフレッシュや簡易な（スタンディング）ミーティングの場として、落ち着いた雰囲気の中でコミュニケーションや休憩等を行うことができるよう男女別に計画し、和室やソファ等の家具の導入を考慮した空間とします。	—
		機械室・電気室	● 配電設備や通信設備等を安全に格納、保守点検できるペースを確保し、機器の更新など外部からのメンテナンスが容易な位置に配置します。	—
		防災備蓄倉庫	● 防災担当部局と連携し、想定される災害に対して安全な場所に設置するとともに、必要な食料や毛布などの備蓄に必要なとなる空間を確保します。 ● 外部からの搬入車両のアプローチが可能となる位置に配置します。（現存する防災備蓄倉庫をそのまま利用）	150 m ² 程度（既存 150 m ² 程度）
		PTA 室	● PTA 活動の拠点となる諸室として必要な面積を確保します。 ● 諸室規模は 15 人～30 人程度の会議を想定し、普通教室と同等規模を確保します。	80 m ² 程度
地域利用可能施設	特別教室	音楽室・音楽準備室	● 大型の楽器を含め学習活動に使用する楽器等が適切に配置できる面積、形状、遮音性能を確保するとともに、児童・生徒による歌唱、演奏等の発表の場となるようなステージを設置し、2 室確保します。 ● 地域の人たちも活用できる諸室としての整備を検討します。 ● 諸室規模は、児童・生徒の発表の場となるようなステージを設置することを想定し、普通教室の約 2 倍程度の広さを確保します。	175 m ² 程度（既存 160 m ² 程度）
		調理室	● 効率的かつ安全・衛生的に作業を行うため、調理台、作業台、示範台の配置を工夫するとともに、洗濯機、冷蔵庫等の配置も考慮し、安全・衛生管理を適切に行うことのできる空間を確保します。 ● 地域の人たちも活用できる諸室としての整備を検討します。 ● 諸室規模は、地域の人々の利用を考慮し、普通教室の約 1.5 倍程度の規模を確保します。	120 m ² 程度（既存 64 m ² 程度）
		図書室	● 利用する集団の規模等に対して十分な広さの空間を確保するとともに、各教科における学習活動等において効果的に活用することができるよう教室等からの利用のしやすさに考慮した位置に配置します。 ● 低学年が本を取りやすい高さの書架や床に座って本が読めるスペース、図書室での調べものの作業ができる場所（コンピュータ教室）などと一体的に整備することで多様な空間を確保します。 ● 地域の人たちも活用できる諸室（自主学習スペースなど）としての整備を検討します。	—コンピュータ教室とあわせて 600 m ² 程度
		屋内運動場	● 雨天時の利用を考慮しつつ、同時使用学級数に留意し、教科体育、部活動等の内容などに応じ必要な規模を確保します。 ● 儀式的行事、文化的行事、各種集会、学習・研究成果の発表等における利用を想定し、必要な規模のステージ・ギャラリー等の空間を確保します。 ● 屋内運動場の付属施設として一体的にトイレ・更衣室・倉庫を確保します。 ● 諸室規模は、ステージとバスケットボールコートを 2 面とれる規模を確保します。	1,350 m ² 程度（既存小学校 650 m ² 、第四中学校 950 m ² 程度）
		学校と地域をつなぐ発表・交流の場	● 地域利用可能施設と地域連携・協働施設をつなぐ空間に児童・生徒と地域の人たちをつなぐ発表・交流の場やギャラリー空間として屋根付き屋外空間等を確保します。	—
		地域ラウンジ	● 明るく落ちついた心を和ませる雰囲気となるような意匠・構成等とし、交流等を促すための工夫としてベンチやラウンジ等の配置を検討します。	—
協働施設・地域連携		（仮称）地域連携・協働室	● 学校と地域が協働する拠点（地域・企業・高校・大学の活動の場及び子どもたちと一緒に工作等を行う活動の場）、学校支援ボランティア等の準備・更衣スペースを放課後児童クラブ周辺に確保します。	—
		放課後児童クラブ	● 保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、授業終了後に適切な遊び及び生活の場を提供して健全な育成を図る保育事業の場として、児童 270 人程度が収容可能な空間を確保します。 ● 諸室規模は、1 人あたり 1.65 m ² を想定するとともに、ロッカーや備品収納スペース、トイレ、手洗い場などを配置した面積を確保します。	600 m ² 程度（既存脇田小 320 m ² ，砂子小 230 m ² 程度）
屋外施設		屋外運動場	● 異学年が同時に授業可能となるようトラックを常設したメイン屋外運動場と多様な種目に使用が可能なサブ屋外運動場に分けます。 ● 子どもたちの遊びを広げる遊具を配置します。	—
		プール	● プールについては、教育委員会は水泳授業の実施手法として、市内スイミングスクールや公営プールの設備、インストラクターなどの民間資源や民間活力を活用した実施の可能性を検討するなど、民間との連携・協働による社会に開かれた教育課程の実現と学校施設維持管理の負担軽減を図っているところです。このことを踏まえ、新しい学校にはプールを設置せず、民間活力を活用した水泳授業を検討します。	—
		駐車場・駐輪場	● 校外学習の際にスムーズに移動できるよう大型バスが入ることができる駐車場や行事の際の来校者の駐車場を検討します。	—

3. 適正な施設規模の算定

諸室の規模や整備の設定については、小学校・中学校設置基準及び公立小・中学校施設整備指針に基づくとともに、ワークショップでの意見を踏まえ整理した諸室の整備方針に沿って以下のように設定します。なお、整備することとなる諸室の内容については、基本設計の際にも実施するワークショップ等の意見を踏まえ、今後精査することとします。

また、児童数については、令和 8（2026）年度の推計値をもとに適正な施設規模を算定します。

表 小中一貫校（義務教育学校）の学校規模（予定）

延床面積	約 17,000 m ² （校舎、屋内運動場、給食調理場含む）
児童・生徒数	781 人（小学部 497 人、中学部 284 人）
学級数 （令和 8 年度推計値）	普通学級：25 学級（小学部 17 学級、中学部 8 学級） 特別支援教室：15 学級（小学部 11 学級、中学部 4 学級）

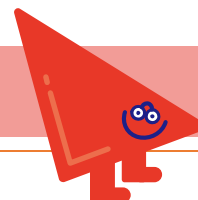
<門真市第四中学校区における小中一貫校（義務教育学校）教育の考え方>

- 施設一体型の小中一貫校（義務教育学校）を設置します。（門真のめざす教育とこれからの学校づくり実施方針（令和 3（2021）年 3 月）より）
- これまでの学校では、小学校は学級担任制である一方、中学校では教科担任制で教育体制が異なることから授業方法に段差が生じていました。今回整備する新しい学校では、小学 6 年生と中学 1 年生との段差をなだらかにするため、発達段階に応じた学年の区切りを導入し、教室の配置を今後検討します。

表 学年の区切りの考え方

第 1 ステージ	第 2 ステージ	第 3 ステージ
学校担任を中心としたきめ細かな指導をすることで、基礎・基本を定着し、非認知能力を高めるステージ	教科担任制を積極的に導入し、複数の目で子どもたちを見守ることで、中学校への意識を高め、学びを深めるステージ	将来の自立を目指した学習指導を行うことで、生徒自身で次のステージを見据え、よりよい進路選択を行うステージ

第6章. 配置計画・施設計画



1. 整備計画地の敷地条件

本事業の整備計画地は、門真市立脇田小学校及び門真市立第四中学校敷地とします。以下に敷地条件を整理します。

1-1 整備計画地の法規制の状況

整備計画地の基本的な法規制は以下の通りです。

表 法規制のまとめ

用途地域	第一種中高層住居専用地域（脇田小学校敷地） 第二種中高層住居専用地域（第四中学校敷地）
容積率 / 建ぺい率	200% / 60%
日影規制	4 時間、2.5 時間 / 平均地盤面より 4 m の高さ
防火規制	準防火地域
大阪府自然環境 保全条例	- 地上部緑化面積：（敷地面積－建築面積）×25%と {敷地面積-(敷地面積×建蔽率×0.8)} ×25%の小さい方の面積 * 1/2 以上は原則として樹木とする。学校の運動施設は敷地面積から 控除できる。 - 建築物上の緑化面積：屋上面積×20%
その他条例	大阪府建築基準法施工条例、大阪府福祉のまちづくり条例、大阪府開発許可、大阪府エネルギー使用の合理化に関する法律、大阪府生活環境の保全等に関する条例、大気汚染防止法、大阪府土壌汚染対策法、門真市まちづくり基本条例
敷地面積 (施設台帳)	脇田小学校敷地：17,625 m ² 第四中学校敷地：20,570 m ²



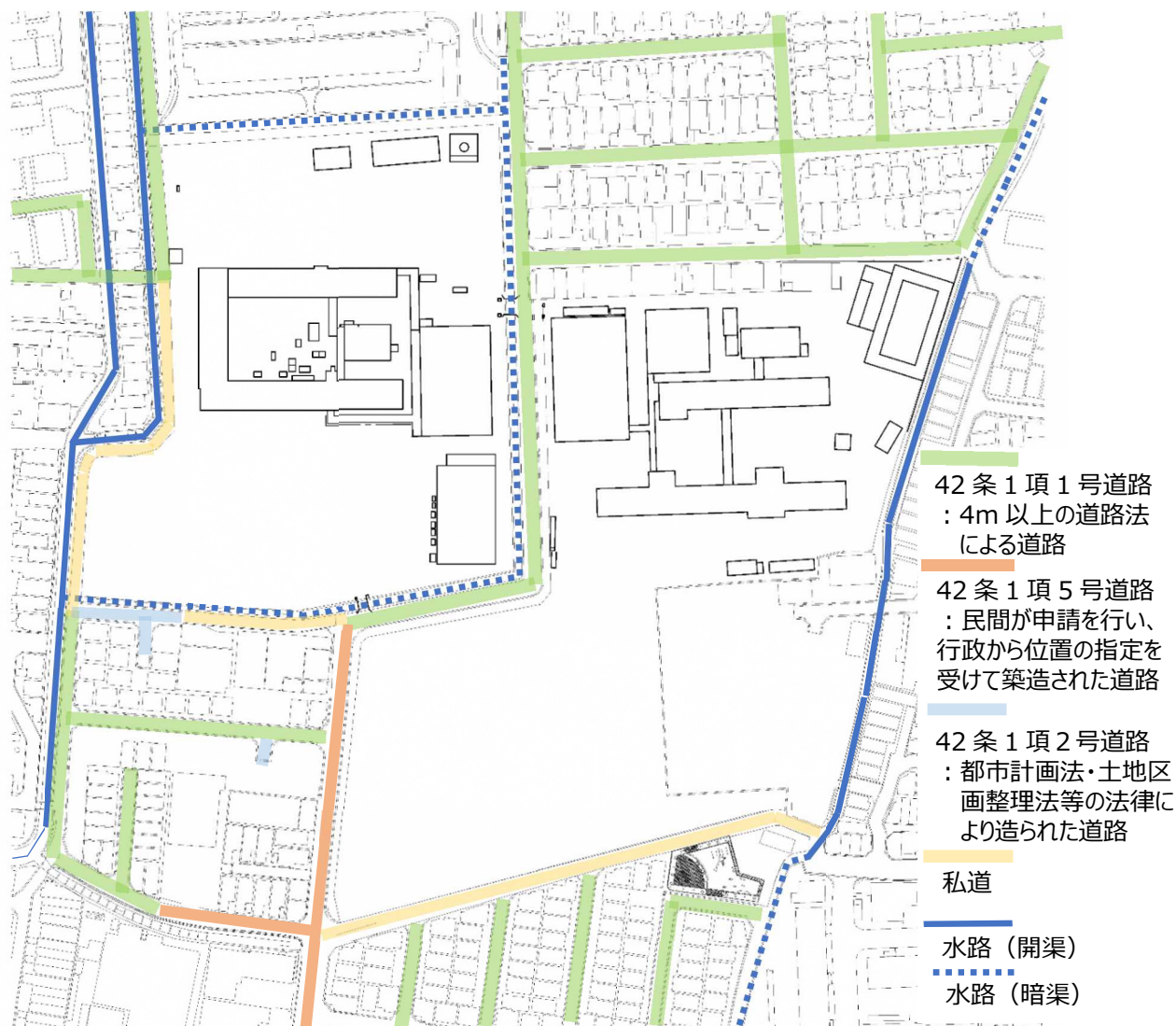
出典：門真市 Web GIS 地域マップ情報より加工 <https://webgis.alandis.jp/kadoma27/webgis/>
図 用途地域の範囲

1-2 整備計画地のインフラ状況

1) 道路・水路

計画地周囲の道路は下記の種別となりますが、脇田小学校敷地南西部の私道と第四中学校敷地南部の周囲私道において道路整備に対する注意が必要です。

水路は計画地の近辺に存在しますが、脇田小学校と第四中学校の敷地に挟まれた部分に暗渠の水路が存在し、道路整備において注意が必要です。



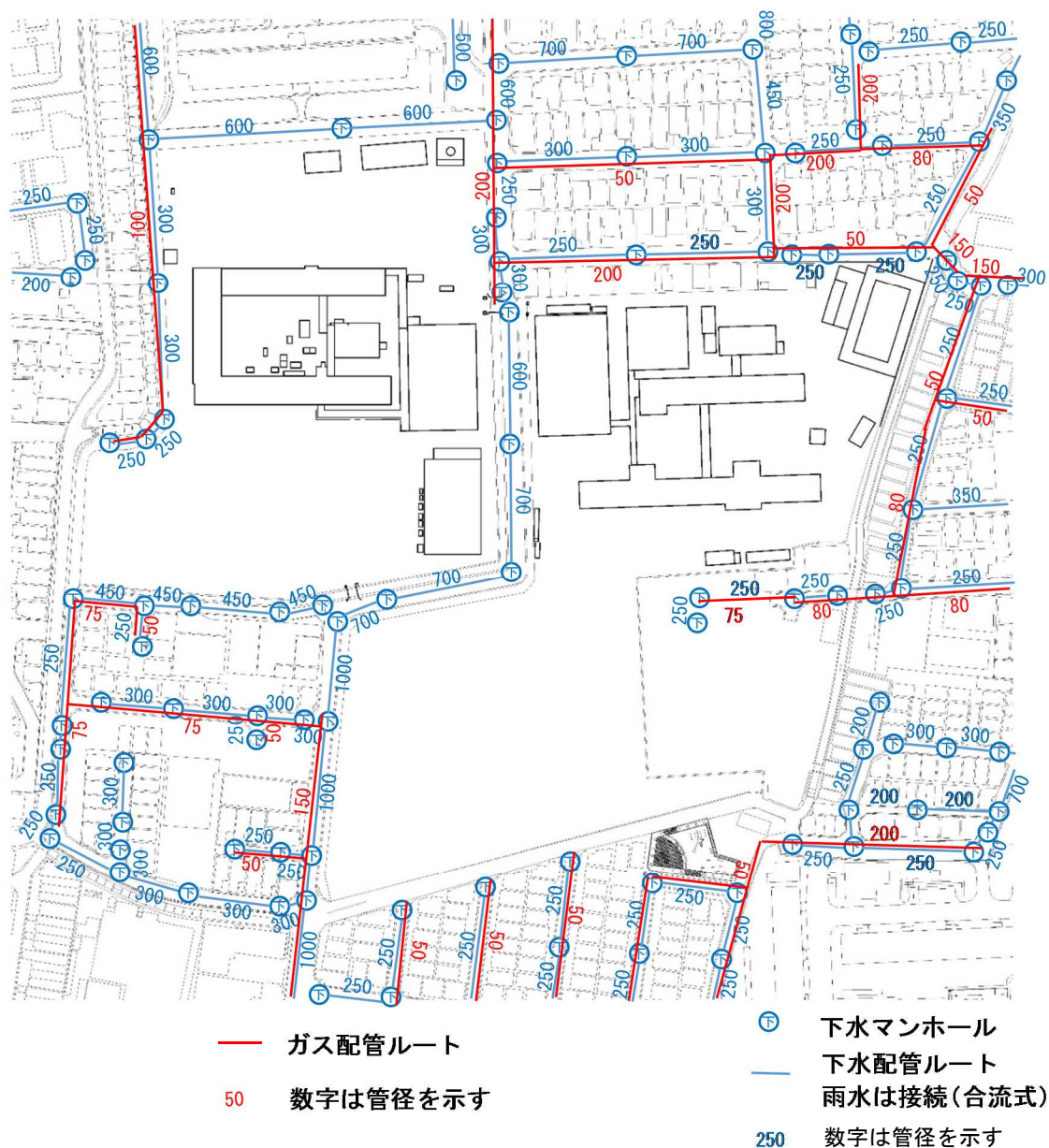
出典：門真市 Web GIS 地域マップ情報より加工 <https://webgis.alandis.jp/kadoma27/webgis/>

図 道路の種別及び水路の経路

2) 下水・雨水・ガス

計画地周辺の下水・雨水の配管ルートは以下の通りで、計画においては接続桝との距離、配管勾配を考慮した検討が必要です。

ガス管は既存学校の給食棟周辺まで配管が敷設され、ガスが供給されています。今後、設計を検討する中で、施設の配置や熱源比較検討の上、ガス管の延伸等の検討が必要です。



出典：門真市 Web GIS 地域マップ情報より加工 <https://webgis.alandis.jp/kadoma27/webgis/>
図 下水・雨水（合流式）、ガス配管

2. 学校施設以外の整備予定施設

本事業においては、学校整備と合わせて、周辺の通学路及び一般の歩行者の安全性の確保を図るための歩道の整備や、学校整備予定敷地の一部を活用し住環境の質の向上を目的として公園整備を行います。

なお、整備予定公園のあり方については、次年度以降で具体的に検討を進めます。

表 整備予定道路の概要（予定）

区間	幅員		整備年度
	整備前	整備後	
①	2.7m	9 m	令和 7（2025） ～ 8（2026）年度
②	9 m	12m	
③	3.6m	9 m	
④	6 m	7.5m	
⑤	7.6m	9 m	

表 整備予定公園の概要（予定）

種別	面積	施設	整備年度
街区公園	1,000 m ²	植栽・遊具・防災機能	令和 7（2025） ～ 8（2026）年度

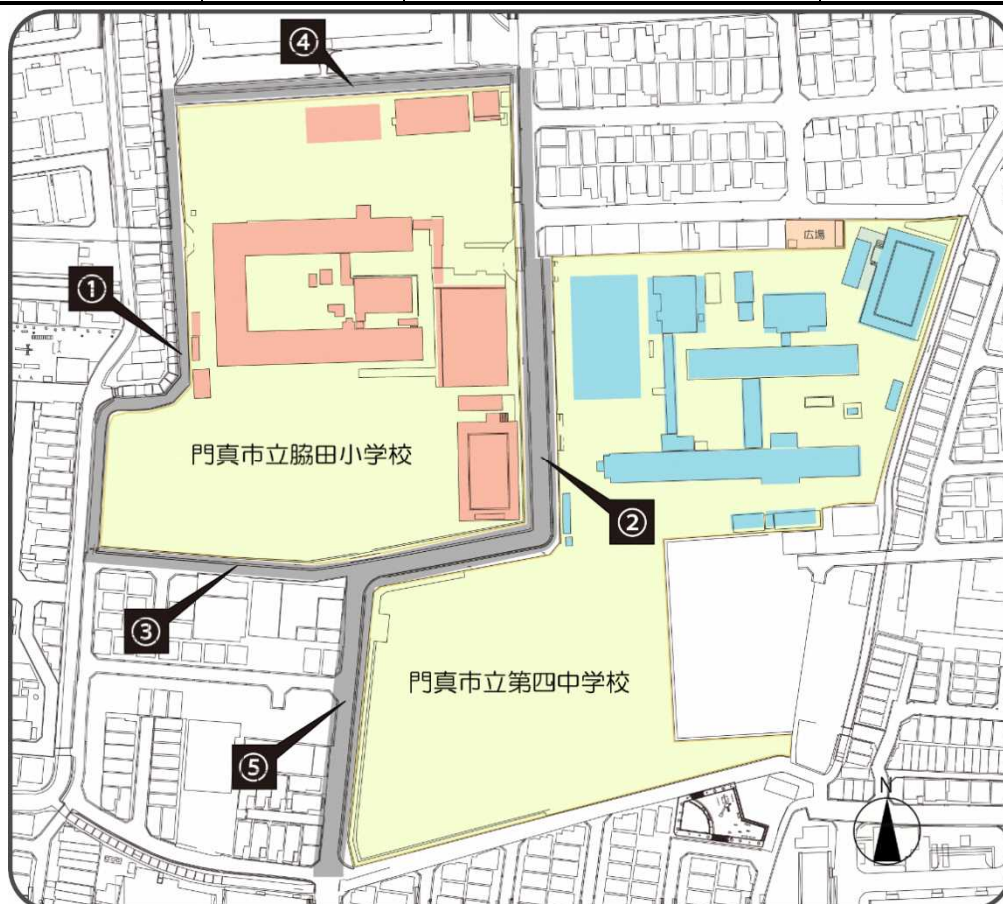


図 整備予定道路の概要図（予定）

3. 整備手順

令和 8（2026）年度の開校に向けて、以下の手順で工事を進めます。

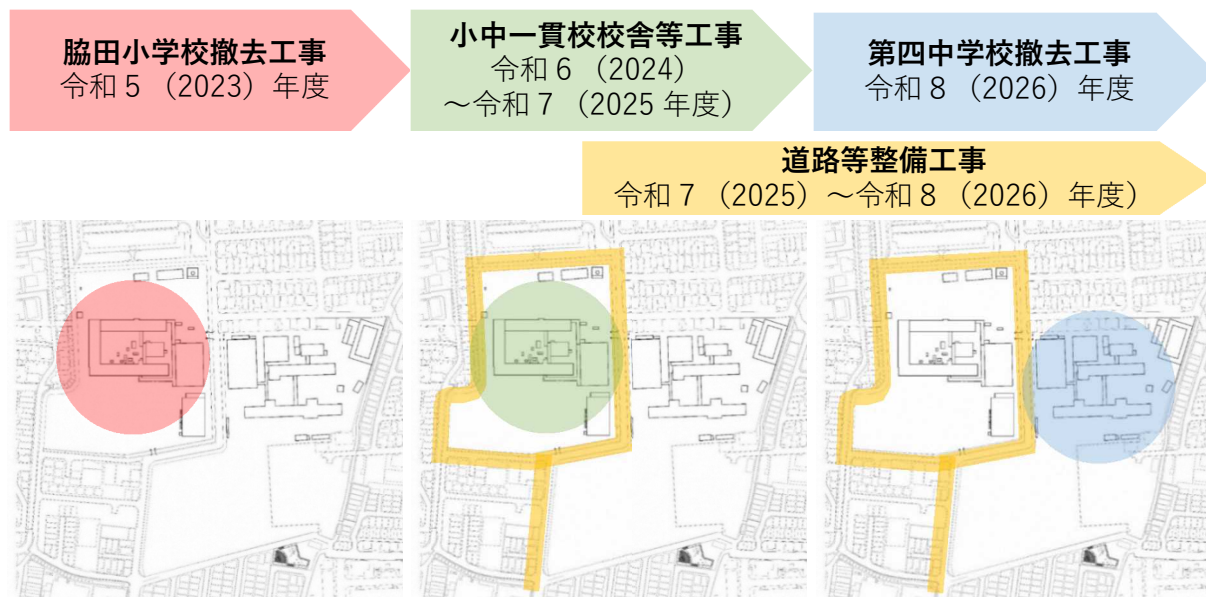


図 工事手順（予定）

4. 全体配置と動線

4-1 全体配置計画

小・中学校の系統性・連続性のある教育活動を行うとともに、子どもたちの「縦・横のつながり」、地域の人たちとのつながりを創出することが新しい学校の特色となると考えられます。そのため、施設配置の考え方は、工事手順も念頭に入れ、脇田小学校の敷地に学校教育施設と地域利用可能施設、地域連携・協働施設をまとめて配置し、各施設が柔軟に連携し合い、新しい学校を形づくる活動を支える空間とします。また、防災面でも地域の貴重なオープンスペースともなる第四中学校の敷地には、屋外運動場を中心に屋外施設をまとめて配置します。

メイン屋外運動場、サブ屋外運動場は既存小・中学校同様に、日当たりのよい校舎の南側の配置とします。

また、屋内施設と屋外施設が相互に連携しながら子どもたちの学びや地域との連携した活動を維持できるような配置とします。

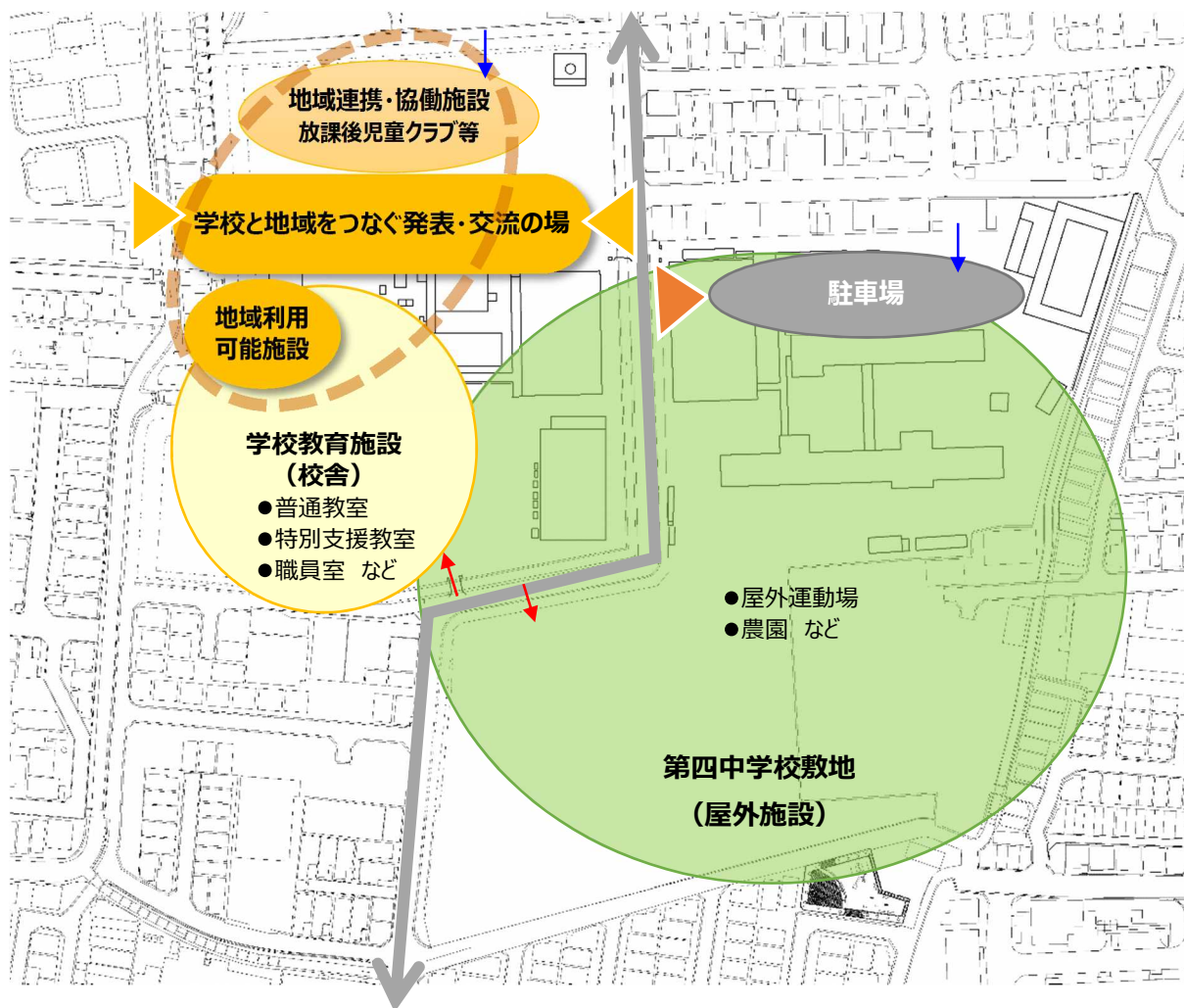
4-2 全体動線計画

1) 歩行者動線

- 学校敷地の外周部においては、移動等円滑化基準に適合した歩道整備を行い、適切に歩車分離を行うなど児童・生徒の通学においても安全・安心な歩行環境を確保します。
- 避難所として指定されていることを踏まえ、歩行者動線はバリアフリーに適合したスロープや舗装仕上など適切な整備を行います。
- 現状の通学路が設定され、既存の門が設置されている敷地西側及び児童・生徒の通学利便性や災害時の避難を考慮し、東側からも校舎にアクセスしやすいよう、東西の出入りを確保します。
- 来賓・地域の人たちなど徒歩での来校者と児童・生徒との動線の交錯を避けるよう考慮します。

2) 車両動線

- 来賓・一般の車両動線は、児童・生徒の安全性を確保するため歩行者動線と分離します。
- 防災備蓄倉庫及び食材搬入車両の動線も、児童・生徒の安全性を確保するため歩行者動線と分離させます。
- 緊急車両は屋外運動場にアクセスできるようにします。



<歩行者動線>

- ▶ 子どもたちの動線
- ▶ 地域の人たちの動線

<車両動線>

- ▶ 来賓・一般・食材搬入車両
- ▶ 緊急車両

図 施設配置ゾーニング及び動線の考え方例

5. 施設計画

5-1 施設計画の基本方針

第5章 1-3 導入施設と諸室の関係で整理したように、地域利用可能施設を介しながら北側及び校舎の西側も含む学校全体をつなぎ、子どもたちと地域の人たちが共有・活用しながら本地域らしい新しい学校として発展していくことができるよう、その可能性につなげるよう諸室を配置します。

中庭や階段などの上下の空間を活用しながら学年をまたぐ交流が生まれる「縦のつながり」と、部屋の配置やラウンジの配置などで学年の連帯感・交流が生まれる「横のつながり」を創出する学校教育機能に資する諸室を配置します。

また、小学校・中学校設置基準に基づき、教室は良好な日照を有するよう配置します。

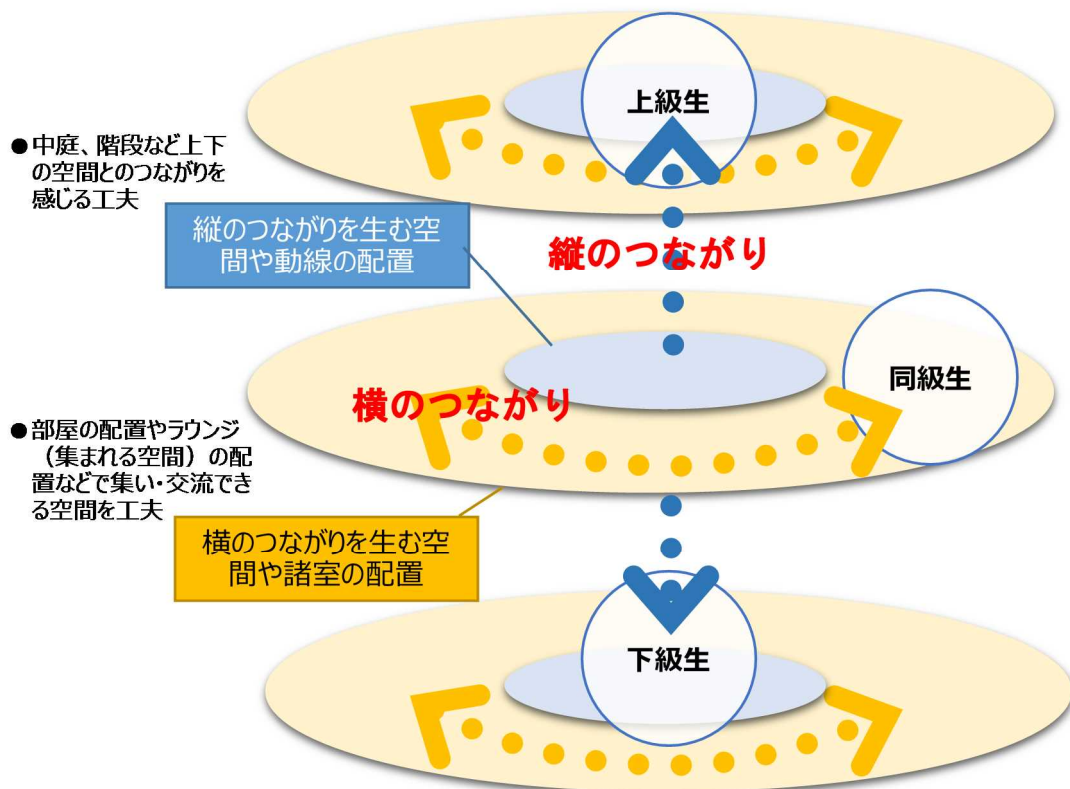


図 つながりを生む空間配置の考え方

5- 2 配置プラン案

基本方針及び諸室配置の個別方針を踏まえ、「A 案：吹抜けを中心に大きな空間で縦のつながりを創出する案」「B 案：階段を中心に小さなユニットで縦のつながりを創出する案」の2案で今後検討を進めます。

表 配置プラン案		
	A 案	B 案
配置の考え方	● 学校と地域をつなぐ発表・交流の場は西側からアクセスしやすい箇所に設けます。 ● 学校と地域をつなぐ発表・交流の場の北側に地域連携・協働施設（（仮称）地域連携・協働室、放課後児童クラブ）及び一般開放の可能性もある施設（屋内運動場）を配置し、南側に学校教育施設（校舎）を配置します。 ● 学校教育施設（校舎）の1階西側に一般開放の可能性もある地域利用可能施設（調理室、音楽室等）を配置します。 ● 普通教室は南向きに多く配置し、日照・採光を確保します。	
平面ゾーニングの考え方	● 校舎中央部分に、つながりを生む核として大きな吹き抜けを設け、その吹き抜けの周りに学年ラウンジを配置します。 ● 学年ラウンジを核とし、「縦のつながり」を創出します。	
諸室配置イメージ		
総延床面積	約 17,000 m ² （校舎、給食調理場、屋内運動場、放課後児童クラブ、（仮称）地域連携・協働室、部室含む）	約 17,000 m ² （校舎、給食調理場、屋内運動場、放課後児童クラブ、（仮称）地域連携・協働室、部室含む）
屋外運動場面積	メイン屋外運動場：約 9,200 m ² サブ屋外運動場：約 3,500 m ² （校舎西側スペース約 1,300 m ² ）	メイン屋外運動場：約 9,200 m ² サブ屋外運動場：約 2,500 m ² （校舎西側スペース約 1,900 m ² ）

6. 外構計画

6-1 エントランス空間

1) 方針

- 児童・生徒や教職員等が日常的に利用するエントランスは学校の顔となる空間であることから、機能性とあわせできる限り高質な空間となるよう配慮します。
- 西側からの砂子小学校区の児童・生徒、東側からの脇田小学校区の児童・生徒のアプローチの利便性を考慮します。

2) 整備内容

- エントランス空間は日常的な通路空間として機能することから、透水性、排水性等に配慮した舗装等により快適で高質な空間を形成します。
- 東西2か所の門を設置し、門を結ぶアプローチを、広く、屋根のある『学校と地域をつなぐ発表・交流の場』として雨天時においても活動が可能な空間とします。

6-2 敷地・道路境界部

1) 方針

- 敷地・道路境界部は、不審者の侵入防止や犯罪防止等の観点から必要な防犯設備を効果的な位置に設置し、児童・生徒の安全を確保します。
- 周辺の住宅地や住民への安全性に配慮します。

2) 整備内容

- 学校敷地と周囲の道路の境界部は、周囲からの見通しを妨げるものは避け、視線が通り死角を作らない、閉鎖感や圧迫感を与えないフェンス等を設置します。
- 屋外運動場周辺の住宅や道路等へのボール等の飛び出しを防ぐため、必要に応じ防球ネット等を設置します。

6-3 オープンスペース等

1) 方針

- 学校空間を彩り、地域との連携・協働のスペースとして、植栽や花壇、菜園などの自然環境空間の設置を検討します。
- うるおいある環境の確保や自然的景観との調和を図るため、地域の風土や土壌に適した樹木の選定及び周辺住宅地等への影響を考慮しながら、効果的な植栽となるよう配慮します。また、できる限り通年で花を楽しむこと、四季の変化や生態等を観察することができるような樹種の選定に配慮します。

2) 整備内容

- 周辺の環境等に配慮し、樹木の選定を行い周辺の自然景観との調和を図りながら効果的な場所に配置します。
- 四季の変化が楽しめるように多様な樹種を選定し、また、花壇を配置するなどして四季折々の花を育てたり、楽しんだりすることができる空間を設けます。
- 自然の生態系を身近に感じ、観察することのできるビオトープの設置を検討します。

7. 形態・色彩等景観計画

1) 方針

- 整備後長期にわたり地域と共存する学校施設とし、周辺の住宅地景観との調和を図るため、奇抜なデザインや色彩の採用は避け、親しみが感じられ、地域の誇りとなるようなデザイン等に配慮します。
- 周囲は3階建てもしくは2階建ての個人住宅が多く、小さなボリュームでの勾配屋根が見受けられます。本施設においても、施設のボリュームを分節させ、周辺の住宅地に対して圧迫感のない親しみのあるデザインや仕上げ素材を検討します。

2) 整備内容

- 室内や外壁等に用いる色彩については、落ち着いた色調を基本とし、デザインのポイントとしてアクセントカラーの採用も検討します。
- あたたかみや潤いのある学習環境を実現するために、内外装材や一部構造材においても木材の積極的な活用を検討します。

8. 防災・防犯計画

8-1 防災拠点

1) 方針

- 脇田小学校・第四中学校は避難所に指定されており、避難者 1 人あたり概ね 1 m²以上を確保できる安全な空地を確保するとともに、避難路は避難所に通じる幅員 3 m 以上の安全な通路・緑道を確保します。
- 脇田小学校敷地北側に現存する防災備蓄倉庫の継続活用を念頭に入れ、北側からのアクセスを検討します。
- 避難所として、避難場所・避難路のユニバーサルデザインを実現します。
- 校舎や屋内運動場、他施設はハザードマップ等を勘案し、グラウンドレベルから 1 階床高の設定を検討します。
- 防災拠点として災害時に対応可能なエネルギー施設の確保を検討します。
- 外構整備及び公園整備に伴い、防災設備の設置を検討します。

2) 整備内容

- 防災拠点として必要な避難場所、避難路の整備、防災備蓄倉庫へのアクセス動線を検討します。
- 校舎や屋内運動場の 1 階へのアプローチのスロープ化及び校舎のエレベーター設置を検討します。
- 太陽光発電設置の場合、蓄電池設備を設置し、災害時の対応の検討を行います。
- 外構や公園に防災ベンチ、マンホールトイレ等の設置を検討します。
- 第四中学校に現存する給食棟の改修を行い、新設の給食調理場とともに災害時の炊き出しスペースとしての利用を検討します。

8-2 防犯・セキュリティに関する視点

1) 方針

- 児童・生徒の安全・安心を考えた防犯監視システムの導入を図ります。
- 地域の人たちへの開放時は非開放部分に部外者が立ち入れない措置を検討します。

2) 整備内容

- 適正な防犯カメラの設置や緊急事態発生時の通報装置、連絡システム、防犯体制等の構築を検討します。
- 夜間の安全に関しては、出入口・アプローチ・境界部・建物周囲等の適切な位置に、適切な照度・間隔で外灯の設置を検討します。
- 開放部分、非開放部分を明確に分離し、管理しやすいプランニングを検討します。

9. その他施設の計画

9-1 情報環境の充実に関する視点

1) 方針

- 児童・生徒の情報活用能力の育成（情報教育）、各教科等の目標を達成するための ICT の活用（教科指導での ICT 活用）、コロナ禍など非常時の対応（在宅での ICT 活用）、校務の情報化の視点に基づき、情報環境の整備を行います。

2) 整備内容

- 教職員へのワークショップによる意見の集約などにより、今後具体的な情報環境に対する整備内容について検討します。
- 校内 Wi-Fi、校内 LAN などのネットワーク環境の整備を行います。
- コンピュータ、タブレットに対するスペースの確保、対応設備の充実を検討します。

9-2 環境負荷の低減に関する視点

1) 方針

ZEB※レベルの省エネ水準建築物整備の交付対象事業を念頭に入れ、ZEB Ready 以上のレベルの ZEB をめざします。

(1) パッシブデザイン

- 環境負荷の抑制のため、建物外皮の断熱強化を検討します。
- 自然エネルギーを利用し、自然採光・自然通風を検討します。

(2) アクティブデザイン

- 先進的な空調換気設備、熱源設備、照明設備、衛生設備やシステムの効率化を図ります。
- 再生可能エネルギー利用設備の導入を検討します。
- エネルギーマネジメントとして、環境教育・モニタリングのために見える化を検討します。

2) 整備内容

- バルコニーの設置による夏季の直接光の遮蔽や屋上緑化などを検討します。
- 断熱材の効果的な使用、LOW-E ガラスの使用などを検討します。
- 天空光やハイサイドライトの利用や吹抜けを利用した通風などにより、中間期を長く取り、空調負荷を抑える計画を検討します。
- 空調換気設備の高効率機器や全熱交換器の採用、細やかなゾーニングを検討します。
- 設備機器の熱源比較を行い、熱源設備を決定します。
- LCC も勘案し、LED や昼光・人感センサーの採用を検討します。
- 非常時の利用も勘案し、太陽光発電設備の設置などを検討します。
- エネルギー関連の表示パネルの設置などを検討します。

※1 ZEB：Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、「ゼブ」と呼びます。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることをめざした建物のことです。ZEB を見据えた先進建築物として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた建築物を ZEB Ready といいます。

9-3 ユニバーサルデザインに関する視点

1) 方針

- 児童・生徒の成長進度、年齢が違う地域の人たちの受入も含め、誰もが利用しやすい施設として整備を行います。
- 国籍の違いによる文化・言語や、LGBT 等の多様性に配慮した施設づくりをめざします。

2) 整備内容

- バリアフリースイレ、エレベーター、スロープの設置を検討します。
- バルコニーへの段差解消や体格差に配慮した階段手すりの設置などを検討します。
- 日本語教室の設置や外国文化の発表の場としての多目的ホールなどの設置を検討します。

9-4 地域住民との連携・交流に関する視点

1) 方針

- 学校教育活動に留意しながら、地域住民が総合学習の担い手として学校と一体となって子どもたちの学びに携われる環境を検討します。
- 学校敷地の中で子どもたちと地域が互いに連携・交流活動ができる場を工夫して創出しますが、学校教育施設として子どもたちの安全性に配慮したセキュリティを確保します。

2) 整備内容

- 学校教育施設と地域連携・協働施設の間に学校と地域をつなぐ発表・交流の場の配置を検討します。
- 学校教育施設のうち地域利用可能な諸室は地域連携・協働施設及び地域をつなぐ発表・交流の場に隣接した位置に配置することでセキュリティを確保します。

9-5 地域活動の支援に関する視点

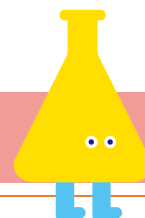
1) 方針

- 学校と地域の連携を促進するため、地域活動を支援する拠点として地域の人たちが活動する（仮称）地域連携・協働室と放課後児童クラブは連続した配置とすることで、地域の人たちが放課後の子どもたちの活動を補助しやすい環境を検討します。

2) 整備内容

- 地域活動拠点として、敷地北側に（仮称）地域連携・協働室及び放課後児童クラブを隣接して配置します。
- 学校教育施設と地域連携・協働施設の間に学校と地域の人たちが連携して利用が可能な学校と地域をつなぐ発表・交流の場の配置を検討します。

第7章. 工事期間中の課題



1. 学校統合の時期

新校舎の建設を検討する上で、建設場所や建設中の子どもたちの学校生活の確保が重要になります。教育委員会では、「現在の脇田小学校敷地に新校舎を建設する。建設中、脇田小学校児童は砂子小学校にて学習する。砂子小学校校舎で不足する教室分を仮設校舎で対応する。」という考え方を示しています。

そのため、まず令和5（2023）年の2学期より脇田小学校の児童は砂子小学校へ移動し、翌令和6（2024）年4月から砂子小学校と脇田小学校の小小統合を開始する予定です。なお、第四中学校の生徒は新校舎共用開始まで現状の校舎を利用します。

表 学校統合の進め方（予定）

	～令和 4 (2022) 年度	令和 5 (2023) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 7 (2025) 年度	令和 8 (2026) 年度～
脇田小	従来通り	2 学期～ 小小同居	小小統合 (砂子小既存校舎+仮設校舎)		小中統合 (新校舎)
砂子小	従来通り	(砂子小既存校舎+仮設校舎)			
第四中	従来通り				

2. 工事期間中の教育環境の在り方・通学路等

工事期間中に想定される教育環境の変化に対応するための課題や通学路が変わる児童への対応については、今後も引き続き具体的な検討を進めていきます。

2-1 年度途中での脇田小学校の砂子小学校への移動

令和 5（2023）年度の 2 学期から、脇田小学校は砂子小学校へ移動します。令和 6（2024）年度からの統合小学校としての運営を見据え、2 つの小学校の児童が統合前から交流する機会ととらえ、様々な取組を検討していきます。

2-2 脇田小学校児童の通学路の変化

工事期間中、脇田小学校の児童が砂子小学校へ通うことにより通学路が変わるため、安全な通学路の確保等に向けて、関係者と検討していきます。

特に配慮が必要な個所は南北に走る府道 15 号の東西横断であると考えています。

危険性の高い交差点や通行する子どもの数が多い交差点については、交通専従員の配置や登校時間帯の青信号時間の延長など、警察等関係者と協議しながら検討していきます。

2-3 工事中の振動・騒音等への対応

砂子小学校敷地への仮設校舎建設工事期間、脇田小学校の解体期間・新校舎整備期間、道路等公共施設の整備期間等、工事個所と隣接あるいは同じ敷地内で教育活動が行われることとなるため、対応について関係者と協議しながら検討していきます。

第8章. 事業手法・整備スケジュールの整理



1. 学校の施設整備及び管理運営にかかる事業手法

1-1 事業手法

市が提示する諸条件及びワークショップ等の意見を踏まえ、学校施設整備に係る設計、工事及び維持管理・運営において、従来手法及び PFI 等民間活力導入事業方式を含めた幅広い事業手法を調査・比較・検討の対象とし、導入可能と考えられる事業手法の整理を行いました。

その結果、財政支出削減効果や民間企業の参画意欲の高さ、令和8（2026）年度の開校が可能かどうかといった視点から、基本設計先行型の DB（デザインビルド）方式を採用します。

1-2 業務のバンドリング

新校舎の整備にかかる各種業務のバンドリングを整理すると以下の通りとなります。

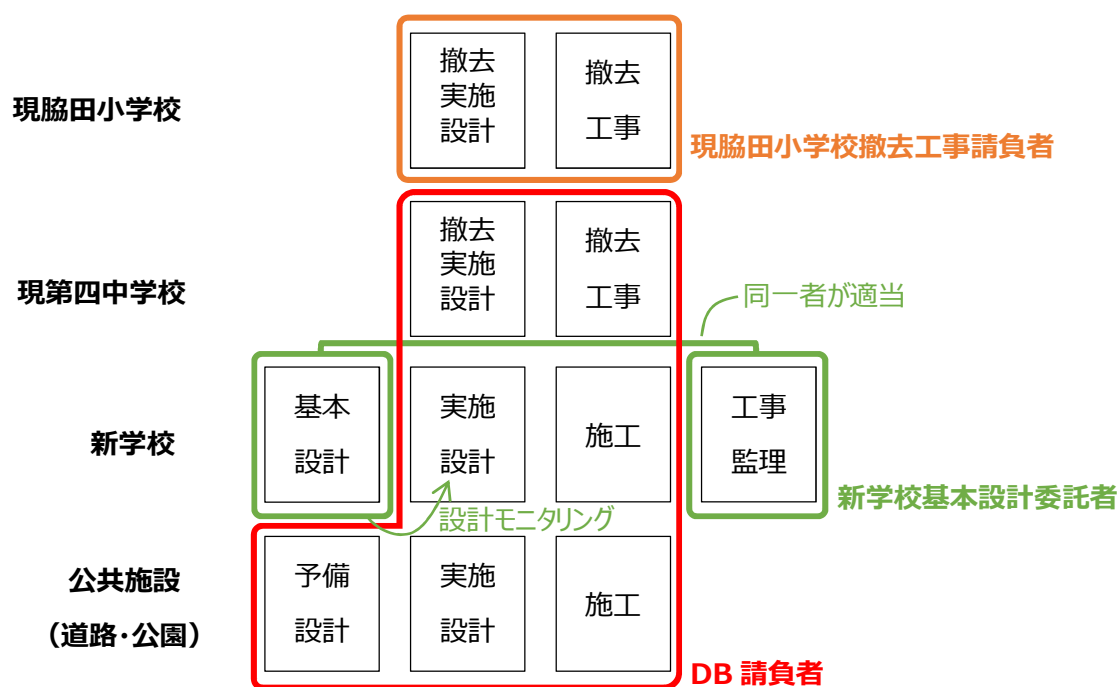


図 業務のバンドリング

2. 事業スケジュール

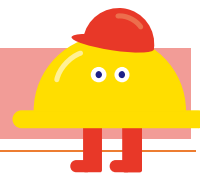
令和 8（2026）年の新しい学校開校に向けた事業スケジュールは以下のとおりです。

表 事業スケジュール（予定）

令和 4 年度				令和 5 年度				令和 6 年度				令和 7 年度				令和 8 年度			
	新校舎 基本設計					新校舎 実施設計													
									新校舎・屋内運動場ほか 整備工事										
					脇田小学 校撤去工 事											第四中 撤去工事・外構工事 (校舎・外構)			
												道路等				整備工事			

→ 小中一貫校
(義務教育校)
開校

第9章. 今後の施設整備と運営に向けて



1. 学校における子どもと地域の人たちの交流促進にむけて

1) 施設の設計における地域開放への配慮

「新学習指導要領」では、「社会に開かれた教育課程」の実現や、主体的・対話的で深い学びといった考え方が示されており、未来を切り拓き、進化し続ける社会の中で活躍できる能力の育成に対応できる、新しい学習環境づくりが求められています。

また、「門真市教育振興基本計画 2021」で示されているように、異学年の児童・生徒が交流することができるスペースや地域住民との交流等を意図的に計画するなど、良好な関係づくりへの工夫が望まれています。

新しい学校では、ワークショップ等での意見を踏まえ、運営の考え方や施設の活用のある方、活用条件を検討していくことが重要であり、魅力ある学校づくり・学校運営を進めていくため、地域住民等で構成する組織を中心に学校施設の活用が可能となるよう、学校施設の地域への開放やそれを実現するための使いやすい諸室の配置を検討します。

2) 施設の設計のための変動条件

学校における子どもと地域の交流促進に向け、今後もワークショップ等で議論を進めていく予定です。本計画策定時点において基本設計以降に影響する与条件として確定できないもの・決まっていないものについては、仮定の条件として設定し検討を進めています。下記に、基本計画策定時点で仮設設定している事項について列挙します。

今後、基本設計以降の検討を進める中で、条件として確定し、設計等に反映していく必要があります。

<地域開放を行う施設>

- 学校施設の地域開放について今後、地域団体等や民間事業者等と活用方法や運用方法を検討するため、導入機能・規模や配置計画等が変更になる可能性があります。

<公園施設のあり方>

- 本事業においては、敷地内に街区公園整備を行う予定です。その内容については、今後、ワークショップ等でのご意見を踏まえながら検討していきます。

2. 今後の検討課題

1) 脇田小学校敷地と第四中学校敷地に挟まれた道路の扱い

脇田小学校敷地と第四中学校敷地に挟まれた道路は、市道脇田町南北3号線であり、地区内の生活道路として使われている道路です。通学路指定をされており、7時から9時及び14時～16時は一般車両の通行禁止となっています。

今後、脇田小学校と第四中学校の敷地を一体的に活用し、新しい小中一貫校（義務教育学校）として整備するうえで、子どもたちが安全に敷地内を移動できるような整備が求められています。

道路の取扱いについては、廃止や付替などの検討が必要となりますが、合わせて地下に埋設されているガス管や水道管の取扱い、水路の取扱いなど、様々な関係者との調整が必要となることから、引き続き検討課題とします。また、開校に向けた短期的な課題として、両敷地をつなぐ跨道橋の整備に向けて検討を進めます。

2) 多様な学習内容・学習形態への対応に関する視点

門真市第四中学校区における小中一貫校（義務教育学校）の教育の考え方を踏まえ、発達段階に応じた学年の区切りを考慮した新しい学校の整備を進めます。

授業方法と教室配置のメリット・デメリットを考慮しつつ、門真市第四中学校区の将来像に即した教室等の配置については、基本設計の中で検討します。

3. 今後の検討体制

今後は、これまで開催してきた準備会やワークショップ等を引き続き開催し、新しい学校整備に向けた検討を引き続き進めます。

表 今後の検討体制

名称	構成	検討する内容
門真市第四中学校区 新しい学校設立準備会	・地域の代表者（自治会からの推薦） ・各学校の保護者（PTA による推薦） ・各学校の校長	・通学路に関すること、学校の統合に向けた課題等の検討
新しい学校づくりにむけた ワークショップ ～スクールツクール～	・各学校の教職員 ・PTA ・自治会 ・砂子小校区・脇田小校区にお住まいの方・活動されている方・関係されている方（公募）	・小中一貫校（義務教育学校）のイメージ、新技術を用いた設備のイメージ、地域連携のイメージを共有するための勉強会 ・地域の活動者を発掘・連携していくための試験実施を組み込んだ校区合同型企画ワークショップ ・地域と学校との連携の中で使用する場所や設備等、施設の設計に関する検討
教職員ワークショップ	・各学校の教職員	・新しい学校における教育のあり方、基本設計を検討するために必要な各諸室や施設に関する設備や備品等の検討
子どもワークショップ	・各学校の児童・生徒	・子どもたちが主役となり、地域の人たちも参加するような校区合同型ワークショップ

4. 情報発信

第四中学校区における学校づくりに関する検討状況については、様々な立場・環境にある子どもたちや保護者、地域の人たちに配慮しながら、今後も定期的に情報発信を行い周知していきます。